

『1649年会議法典』翻訳と注釈（8）

中沢 敦夫・吉田 俊則

富山大学人文学部紀要第56号抜刷

2012年2月

『1649年会議法典』翻訳と注釈 (8)

中沢 敦夫・吉田 俊則

[『富山大学人文学部紀要』第54号掲載の(7)から続く]

第21章 強盗事件と窃盗事件について（承前）

第45条 [拷問による] 供述者が、誰かの家僕または屋敷番¹を、強盗または窃盗犯であると供述したとする。ところが、供述者が供述で告発した家僕または屋敷番の主人が、自分のもとにそのような家僕または屋敷番がいることは認めながらも、その者を〔官署に〕出頭させようとしない場合。

家僕または屋敷番のゆえに、そのような〔主人〕から²〔原告への〕弁償分担金を徴収すること。そして、その〔主人〕について、〔誰か保証人に〕確かな保証書を提出させること。その保証書には、その〔主人〕は、供述者との対審のために、自分の家僕または屋敷番を出頭させる旨が、その期限とともに記されていること。

そして、その者〔家僕または屋敷番〕が出頭させられたならば、その者を供述者と対審させ、その者を尋問し、しかるべき判決を下すこと。

第46条 供述者によって、誰かの家僕または屋敷番が告発されたが、その者〔主人〕が、自分の屋敷にはそのような家僕または屋敷番はないと証言し、聞き込み捜査を行うよう請願した場合³。これについて、その者〔主人〕の居住地の近くで、かれの屋敷にそのような家僕または屋敷番がいるかどうかについて、多くの人々に聞き込み捜査を行うこと。

聞き込み捜査において、そのような家僕または屋敷番がいると証言された場合。その家僕ま

1 屋敷番(дворник)は貴族、士族、修道院などの領主による委託をうけて、都市や都市郊外に与えられた免税地の領主の屋敷地に住み、商業や手工業に従事する者を指している。

2 「そのような主人」、つまりそのような家僕、屋敷番の所有者とは、ここでは明記されていないが、第47条で言及されている、地方の士族、官署役人、小士族などの領主たちを想定している。本条によると隸属民の刑事犯罪については、主人、すなわちその所有者が最終的な弁償責任を負っていたことがわかる。

3 領主が、刑事犯であるみずからの隸属民の存在を否認し、弁償責任を免れようとしたときの措置を規定している。

たは屋敷番のゆえに、原告への弁償分担金をかれ〔主人〕から徴収すること。そして、その〔主人〕について、〔誰か保証人に〕保証書を提出させること。その保証書には、その〔主人〕は、供述者との対審のために、自分の家僕または屋敷番を出頭させる旨が、その期限とともに記されていること。そして、かれら〔家僕または屋敷番〕が出頭させられたならば、その者を供述者と大勢の人々の前で対審させ、その者を尋問し、しかるべき判決を下すこと。

もし、聞き込み捜査において、そのような家僕または屋敷番がかれ〔主人〕の屋敷にいたことがないと証言された場合には、家僕または屋敷番のゆえに弁償分担金を徴収することはない。

第47条 誰か、士族、官署役人、小士族および、それらの者の家僕または屋敷番、農民⁴が、供述者によって、強盗の罪があると供述された場合。供述者の供述にもとづいて、士族、小士族、官署役人、かれらの家僕、または屋敷番、農民を捕えること。そして、供述にしたがって、その屋敷、家財、穀物の目録を作成し、これを封印すること。また、供述にしたがって、かれら〔罪があると供述された者〕と供述者とを対審にかけ、かれらを尋問し、あらゆる手段を用いて厳しく取り調べること⁵。

もし、拷問をする必要がある場合には、まず最初に、かれらの家僕、または屋敷番、または農民に対して拷問を行うこと。もし、その家僕、または屋敷番、または農民が、〔拷問の結果〕、強盗の件で、かれら〔士族、官署役人、小士族〕自身に罪があると証言した場合。その士族、または、官署役人、小士族に対して拷問を行い、他の悪党の場合と同様に、しかるべき判決を下すこと⁶。

第48条 もし、士族、官署役人、小士族が、自分の家僕、または農民、または屋敷番を〔官署に〕連行して、〔連行した〕その者が強盗、窃盜あるいは盜みの手引きをしたとして、具体的に名前を挙げて告発したとする。ところが、供述者はその者〔告発された者〕に罪があるという供述をしなかった場合。

〔そのような場合でも〕連行された際に、その者〔告発された家僕、農民、屋敷番〕を尋問し、聞き込み捜査は行わずに、拷問にかけること。そして、しかるべき判決を下すこと⁷。

4 ここでは、前の第45、46条と異なり、「強盗」の嫌疑をかけられた者の中に、領主（士族、官署役人、小士族）を含め、さらに農民も加わっている。財産目録を作成することを記しているほどだから、領主の関与の可能性を相当程度に想定しているのだろう。

5 地方の領主とその所有にある隸属民の双方が盜みの嫌疑があるときの取り調べと処罰（判決）の手順について述べられている。

6 勤務人階層（士族、官署役人、小士族）に対しても拷問は適用されることは定められているが、一定の特権を持っていたこともわかる。

7 前の第47条と同じく、隸属民に対する優先的な拷問の適用が定められている。

第49条 もし、原告が誰かを、窃盗、強盗を働いたとして名前を挙げて〔裁判に〕訴えたが、証拠になる盗品は示されず、供述者の供述もなく、聞き込み捜査においても〔訴えられた者に〕悪評がなかった場合⁸。訴えた者〔原告〕を、かれが裁判を受けるに相当する⁹司法担当の官署に送ること。もし、その司法担当の官署で、取り調べの結果、その強盗事件については拷問を行うべきとされた場合。原告と被告を、その官署から犯罪官署¹⁰に送致すること。

第50条 もし、誰かが、〔盗品の〕物的証拠とともに〔官署に〕連行されたときには、その〔物的証拠の〕品を、執達吏と立会人の立ち会いのもとに、その者から押収するが¹¹、〔その際に〕その者は、その品が自分の持ち物であること証明できず、それが盗品であるとの嫌疑を晴らすことができない場合。その、物的証拠の品にもとづいて、連行された者を拷問にかけ、しかるべき判決を下すこと¹²。

第51条 もし、悪党が誰かのところから財産を盗んだり強奪した場合。そのような〔被害を受けた〕者は、その財産について、書面の申告書¹³を、官署や地方都市の、総督やグバー長老宛てに提出すること¹⁴。申告書には、自分の〔奪われた〕財産を具体的に記すこと。

もし、そののちになって、〔被害を受けた〕その者が、誰かのところに、自分の〔盗まれた〕財産があると摘発したとする。一方、摘発を受けた者は、その品が盗品であるという嫌疑を晴らすことができなかつた場合。摘発を受けた者については、その物的証拠の品を根拠として、

8 刑事犯罪(窃盗、強盗)の被疑者を被害者が告発するためには、①証拠となる盗品が被疑者のもとにある、②聞き込み捜査による被疑者の悪評の確認、③関係者を拷問したところ被疑者に罪があるとの供述を得た、のいずれかが必要であったことが分かる。この三つの要件なしに、刑事告発があった場合には、訴えた側(原告)の管轄官署で、訴えの内容の妥当性について取り調べが行われる。その結果、訴えが妥当であり、被告を拷問による取り調べにかけるべきだと判断された場合には、モスクワの場合には「犯罪官署」(Разбойный приказ)に送致して、拷問をともなう取り調べが行われた。

9 第10章1条、20条の注でも述べたように、どこで、どの官署によって裁判が行われるかについては、原告・被告の身分、事件の起った場所によって複雑に管轄が分かれていた。原文の судный приказはここでは固有名詞ではなく、「司法(裁判)を行う権限のある官署」の意味。

10 本第21章1条にあるように、「犯罪官署」はモスクワ郡とその諸都市の刑法犯罪を管轄していた。

11 この手続きについては、本章第87条および57条を参照。

12 本条は、窃盗・強盗事件の取り調べと裁判において、盗品の現物が物的証拠としてもっとも証拠能力が高いことを述べている。

13 この「書面の申告書」(письменная явка)は、窃盗・強盗の被害者が、将来、盗品が見つかったり、加害者が明らかになったとき備えて、地方の刑事事件管轄者である、総督やグバー長老に宛てて提出する一種の損害届出書である。

14 この条文は、モスクワではなく、地方都市や地方の郡で起こった窃盗・強盗事件の取り調べ手続きについて述べている。

申告書に記されていなかった他の財産もふくめ、これについて拷問にかけて尋問し、あらゆる手段によってしかるべき取り調べを行うこと。

もし、誰かが〔盗まれた財産を〕誰かのところで摘発して、これは悪党が自分の所から盗み出した品である、あるいは自分の他の財産とともに強奪されたものであると陳述したとする。ところが、その品やそれと一緒に盗まれた自分の他の財産に関する申告書については、言わなかつた場合¹⁵。その〔盗まれたとする〕品を根拠として、摘発を受けた者を拷問にかけてはならない。なぜならば、そのような盗品に関する申告書がないからである。そして、この案件については、〔盗まれた財産〕を摘発した者に裁判を起こさせること¹⁶。裁判においては、十字架接吻をさせること¹⁷。それは、この案件において、誰も不当な損害を受けないようにするためにである。

第52条¹⁸ もし、誰かが、モスクワ、地方都市、または地方の郡で馬を購入した場合。購入者は、その馬の毛並み、馬齢、特徴を、取引台帳¹⁹に登録すること。もし、馬を購入した者が台帳に登録せず、そのことが取り調べによって明らかに立証された場合。そのこと〔税逃れ〕に対して、君主の命令にもとづいて、科料²⁰を課すこと。

もし、その者〔馬の購入者〕に対して、誰かが、そのような無登録の馬を〔自分の物である〕摘発しようとし、その馬に付随する他の物²¹についても訴訟を起こした場合。その者から馬を取り上げ、原告に引き渡すこと。その者に対する残りの訴訟請求²²についても、裁判をさせること。そして裁判にしたがって、しかるべき判決を下すこと。

第53条 もし、誰か〔軍〕勤務者が、連隊において君主への軍務に就いているとき、〔他の〕〔軍〕

15 すなわち、盜難に関する申告書(письменая явка)の提出を行っていないかった場合。

16 盗難に関する申告書が提出されていない場合には、本章が規定する、盜難における「刑事手続」はとらず、第10章で定められた「民事手続き」による案件になるということ。

17 これまでの裁判条項において、取り調べがうまくいかなかつた件について、次善の手段として十字架接吻が判決の手段として取り入れられていたが、本条項もそれに相当する。

18 第52～53条は、馬の登録と売買をめぐる民事的トラブルに関する条項で、窃盗と強盗事件についての本章にはじまない内容である。なんらかの理由で、ここに紛れ込んだのか。

19 取引台帳 (таможенные книги)とは、特定の取引を登録し、取引税(пошлина таможенная)を支払ったこと記帳する台帳のことである。『会議法典』では第9章9条の通行税(関税)、第19章11条の都市民の取引に対する課税が相当する。馬の売買の際にも、取引を登録し、取引税を「君主のために」納めなければならなかつた。

20 この「科料」は原文では、протаможенье。取引税の脱税に対する罰金の意味。

21 ここでは、馬具などを指している。

22 裁判に訴えた訴訟請求額が馬そのものの値よりも多かつた場合。

勤務者から馬を購入した²³が、その馬に対して別の者から〔自分のものであるとの〕摘発が行われたとする。そして、かれがその馬を購入した売り手は、馬〔を売ったこと〕を押し隠し、「自分はその馬を相手に売却したことではない」という陳述をした場合。

その者〔馬の買い手〕には、売り手に対して裁判をおこさせること。両者〔買い手と売り手〕の間の裁判と取り調べによって、しかるべき判決を下すこと。連隊内で購入されたそのような馬の〔所有権〕をめぐっては、誰であれ裁判なしで有罪にしてはならない。なぜなら、勤務にあるとき、軍勤務者は、そのような馬を登記なしで購入しているからである²⁴。

第54条 原告が、執達吏を伴うことなく²⁵、〔物的証拠となる〕盗品とともに、誰かを〔官署に〕連行してきたところ、物的証拠とともに連行された者が「原告は、その品をもって、強引にそれが盗まれた証拠の品だと言っている」と訴えをなした場合。

かれはどこでその物的証拠品とともに捕らえられたのかについて、あらゆる手段で厳重に取り調べること。そして、取り調べの中で〔証言として〕陳述されたことにもとづいて、しかるべき判決を下すこと。もし、取り調べたが、誰の証言もない場合には、原告に裁判に訴えさせること。そして裁判にもとづいて、しかるべき判決を下すこと²⁶。

第55条 取り調べにおいて、「原告は、それが盗まれた証拠の品だと強引に言い張り、連れられてきた者に罪を着せた」という〔証人の〕陳述がなされた場合。その者に強引に罪を着せようとした者〔原告〕を、そのことゆえに厳重に処罰すること。すなわち、多くの人々の面前で容赦なく鞭打ちの刑に処し、強引に罪を着せようとした者からは、2倍の名誉毀損料を取り立てること。それは、それを見て、他の人々が決して同じことを繰り返さないためである。

第56条 もし、誰かがそうした悪事の意図をもって、不法にも誰かに何らかの証拠の捏造を行い、そうした捏造の証拠について厳重に取り調べた結果、その者が、誣告で人を陥れようと望

23 ここでは、連隊勤務のために、馬の買い手がすぐには馬の登録ができない状況が想定されている。

24 第52条の前半が、裁判なしの取調べだけで、馬が未登録であれば、すぐさま馬は自分の物であると摘発した者に引き渡されたのに対して、連隊内の軍勤務者は売買のときに馬の登録ができない状況であることから、裁判を不可欠としたもの。前条に対する、一種の例外規定となっている。

25 窃盗犯の「逮捕」と官署への送致（「連行」）が執達吏の手ではなく、盗まれた被害者の手によって行われた場合を想定している。

26 物的証拠品の盗品とともに、盗人を官署に連行した場合には、すでに有力な証拠があることから、通常は刑事的手続きによって取り調べと判決がなされる。しかし、執達吏（一種の警官）の関与がなく、被疑者が物的証拠はでっち上げだとの請願書を提出し、刑事的手手続きの取り調べでもはつきりしない場合には、民事的な裁判に取り調べと判決がゆだねられるということ。

んで、かれに対する偽の証拠でその者を陥れようとしたことが立証された場合。

そのような悪事の〔意図による〕捏造について、不法にも誰かを陥れようと証拠を捏造した者に対する取り調べにもとづいて、これを厳罰に処すること。すなわち、多くの人々の面前で容赦なく鞭刑に処すとともに、その者が陥れようとした者のために、その者から2倍の名誉毀損料を取り立てること。それは、それを見て、他の者たちがそのようなことをしないようにするためである。また、誰もそのような件で、誰かによって、不当な損害や損失を受けないようするためである。

第57条 誰かが、執達吏と立会人の立ち会いのもとで、〔物的証拠の〕 盗品の押収を拒んだとする²⁷。あるいは、その者から盗品を押収したが、かれは、〔物的証拠の〕 盗品を奪い返した場合。これについて、立会人と第三者に対して聞き込み捜査を行うこと。もし、〔聞き込み捜査の結果〕 その者について、「かれは盗品の押収を拒んだ」あるいは、「〔押収された〕 盗品を奪い返した」という証言がなされた場合には、その者を拷問にかけ、しかるべき判決を下すこと。

第58条 誰かが、〔物的証拠となる〕 盗品とともに連行されたとする。あるいは強盗や窃盗に関する供述者の証言や聞き込み捜査にもとづいて連行されたとする。そして、尋問において、拷問をせずに〔犯行について〕 自供をした場合。さらにはかの強盗や窃盗がないかどうかについて、その者を拷問にかけること。そして、しかるべき判決を下すこと²⁸。

第59条 強盗事件が起きた場所で、誰であれ第三者が、強盗がまさに襲撃しているそのときに、襲われている人々の叫びや悲鳴を聞きながら、その叫びや悲鳴のところに行って助けようとなかったとする。あるいはまた、強盗された後で、襲われた人々が、強盗を追いかけ始め、これを追跡するようそのような者たち〔第三者〕に呼びかけたにもかかわらず、強盗を追いかけることもせず、追跡もしなかったとする。そこで、原告がそれらの者〔第三者〕を訴えた場合。その件について、そのときに追いかけて、追跡を行った近辺の人々〔への聴取〕によって取り調べを行うこと。

もし、取り調べにおいて、その者たち〔第三者〕について、「襲われている人々が助けを求める叫び声を聞きながら、その人たちのところに行かず、強盗を追いかけもせず、追跡にも行かなかつた」との陳述があった場合。その者〔第三者〕たちは、不作為と支援回避のゆえに弁償

27 本章第87条には、物的証拠とともに官署に連行された被疑者からは、これを連行する執達吏と立会人の立ち会いのもとで証拠品を押収することが、手続きとして明確に定められている。

28 この条項からも、窃盗・強盗事件の判決を出す万能の手段として拷問が行われていたことがわかる。

分担金を徴収し、またその者たちを厳罰に処すこと。すなわち、容赦なく鞭で打つこと²⁹。

第60条 強盗犯が誰かを襲い、あるいは、窃盗犯が誰かに盗みを働きいたとする。すると〔被害者たる〕原告たちが、その強盗あるいは窃盗を追いかけて、参集して追跡し、ある大村や村に入ったとする。しかし、追跡で入って来た村の村人たちが、自分たちからその痕跡を晴らすことができなかつた³⁰ 場合。その件について、聞き込み捜査を行い、追跡した者たちにも尋問を行うこと。

もし、聞き込み捜査においておいても、追跡した者たちの村人に関する陳述においても、村人たちは、痕跡を晴らしていない、という証言があった場合。その者たち〔村人〕を、聞き込み捜査と追跡した者たちの証言にもとづいて、拷問にかけ³¹、かれらにしかるべき判決を下すこと。

第61条 都市のポサード、あるいは郡部の大村や村で、聞き込みの捜査の証言者たちが、「自分たちのところには強盗犯も窃盗犯もいない」と陳述したが、その後で、取調べによって、かれらのもとには窃盗犯や強盗犯がいることが明らかになった場合。すなわち、聞き込み捜査のときには、それら悪党どもを〔住民たちが〕匿っていた場合。そのような聞き込み捜査の証言者を、かれらの偽証ゆえに、〔有罪の〕判決を下すこと。それは、上述の裁判に関する条項³²の、聞き込み捜査における偽証について、証言者についての裁きに準ずる³³。

第62条 モスクワの都市区や街区、地方諸都市のポサード、郡部、大村、村などで、窃盗や強盗などの悪党どもを、かれらの居住地ではない場所³⁴で、第三者³⁵によって捕まえられた場合。

29 共同体が秩序の侵犯者に対して構成員を共同で守ることは、『ルーシ法典』(Русская правда)の時代から、慣習法として定着していた。本条項は、そのような慣習を根拠としている。

30 「痕跡を晴らすことができない」とは、村にのこされた足跡が、犯人（盜人）の足跡ではなく、村人たち自身の足跡であることが証明できない、ということ。つまり、犯人は村の中に入っており、村人は犯人を匿っていることが想定されている。

31 村人が拷問にかけられるということは、犯人隠匿者は共犯者にあたるという考えにもとづいており、前条の不作為よりも重い处罚である。

32 この条項は、『会議法典』第10章162条の条項を指しており、偽証した証言者から、その身分に応じた君主への罰金の徴収が規定されている。

33 前条で、犯人が逃げ込んだ村の村人に対して聞き込み捜査(обыск)がなされると定められているが、そのときに、証言者が偽証をした場合を想定している。

34 盗人が自分の出身地の村に逃げ込むことは当然想定されるが、出身地以外の村に係累をたどって逃げ込むこともあり得た。本条はそのような場合を想定している。

35 第三者(сторонние люди)とは、家族、親戚、同じ共同体の人間ではない人々を指している。

そのような悪党を拷問にかけて、その場所においては、誰がかれ〔悪党〕を知っているかを問い合わせすこと。

もし、その悪党が拷問によって、自分が捕まったその場所では、すべての住民が自分を知つており、かつ、匿っていたと自供した場合。その悪党を匿ったすべての人々から、命令で定められた君主の罰金を徴収し、さらに原告に対する弁償分担金を徴収すること。それは、どのような人々も、窃盗犯や強盗犯といった悪党を、二度と自分のもとにおかず、悪党である窃盗犯や強盗犯がどこにも隠れ家を見つけ出せないようにするためである。

もし、その悪党が拷問によって、自分が捕まったその場所で自分を知るのは住民のごく一部であると自供した場合。その悪党の、拷問による自供にもとづいて、君主の罰金と原告に対する弁償分担金を徴収するが、それは、その地の全住民からではなく、その者を知つており、かつ匿った者たちからである。

第63条 供述者を拷問にかけたところ、「誰かは、〔強盗どもの〕の根城や隠れ家にいた」と供述した場合。その供述にもとづいて、その者を捕らえ、その財産を登録した上で封印すること。そして、その者を、供述者との対審に立たせ、尋問し、強盗に対するのと同様の判決を下すこと³⁶。

もし、供述者を拷問にかけ、誰かは帮助や手引をしていた、と供述した場合。供述にもとづいて、その者もやはり捕らえ、その財産を封印すること。さらに、それらの者を供述者との対審に立たせ、尋問し、強盗犯や隠れ家にいた者と同様の判決を下すこと³⁷。

第64条 供述者を拷問にかけたところ、誰かが、強盗や窃盗の品を隠し持っていると供述した場合。さらに、その者のところに、略奪品、窃盗品、現金が預かり置かれているとの供述があつたり、あるいは、強盗の品を誰かが売り払ったと、供述者が供述した場合。そのように告発された者を、供述にもとづいて、取り調べること。取調べにおいて、供述者との対審に立たせ、尋問すること³⁸。

もし、その者が、そうした強盗の品々を隠し持っていること、売り払ったことを否認しなかった場合。その者を拷問にかけ、別の強盗の品々を隠し持っていないか、売り払っていないか

36 強盗行為そのものについての証言がなくても、強盗たちの根城(стан)や隠れ家(приезд)に身を置いていたことが供述証言された場合には、それだけで強盗と同様の処罰を受けた。

37 強盗に対する帮助(подвод)や手引き(поноровка)についての供述証言があった場合にも、それだけで強盗と同様の処罰を受けた。

38 盗品を隠匿、預かり、故買した者に対する条項。そのような者は、やはり共犯者として、強盗と同様の処罰を受けた。

について質すこと。

もし、その拷問によって、その者がなにか罪を認めた場合。その者から、拷問の前に否認しなかった件と拷問によって認めた件を含むすべてについて、取り立てを行うこと。すなわち、訴訟請求額の弁償分担金を徴収し、その身柄については、保証書によって罪を犯させない保証をする善良である者に託すこと。もし、保証する者が見つからないときには、保証人が現れるまで、その者を牢獄につなぐこと。

もし、その者が強盗の品々を隠し持つたり、売り払ったことを否認している場合には、かれらを、同様に拷問にかけ、拷問のうちにしかるべき判決を下すこと。

第65条 供述者が拷問によって、誰かについて供述をして、「自分は、その者に略奪品を、盜品ではないと思って売ったが、そのとき保証書³⁹はつけなかった」と供述した場合。その者〔品物の買い手〕から、弁償分担金を徴収すること。保証書なしで物を買ってはならない。

もし、〔強盗の略奪品を〕保証書つきで、盜品ではない品物と思って買い取った場合には、その者〔買い手〕から弁償分担金を徴収してはならない。

第66条 供述者が、誰かの家僕⁴⁰について〔告発の〕供述をして、その者〔家僕〕から弁償分担金を徴収することがふさわしい場合。その家僕の代わりに、その者が仕えている者〔主人〕から弁償分担金を徴収すること⁴¹。

第67条 もし、そのように〔供述者によって〕告発された者〔家僕〕が、一件が結審する前に死に、一件の結審はその死後になされたが、その者からは弁償負担金を徴収すべきとされた〔判決が出た〕場合。一件の結審の前に死んだ者の代わりに、その者が仕えていた者〔主人〕から弁償分担金を徴収すること⁴²。

39 その品物は盜品ではないことを保証人が保証する証書のこと。『会議法典』には、様々な場面に、第三者の保証人が出す保証書(поруки)について定められているが、商取引において商品につける保証書については、本条で初めて言及されている。ただし、ただし、『1550年法令』第93条には、「市場で、通行人あるいは商店から、中古品(что поношено)を買った者は、商店街が出す保証書とともに買うこと(…)...」という規定があることから、すくなくとも中古品については、そのような慣習があったと考えられる。

40 ここでは、第48条の「屋敷外家僕」(задворные люди)に対して、屋敷付きの家僕(дворовые люди; дворня)を指している。

41 ここでは、隸属民である家僕(ホローブ)が一人で強盗を行った場合などが典型的な状況だが、その場合には主人がすべての弁償責任を負うことを定めている。

42 隸属民(家僕)が取り調べや裁判のあいだに死んでも、その判決による弁償金負担を、主人は免れることができなかった。

第68条 誰か〔主人〕のもとで、屋敷外に家僕が住んでおり、そこに住んだまま、悪事を働いた場合。そのような屋敷外家僕⁴³については、家僕自身から弁償分担金を徴収すること。もし、そのような屋敷外家僕が死んだ場合には⁴⁴、弁償分担金とするために、その財産を売却すること。

第69条 もし、地方都市のポサードやスロボダにおいて、地方の郡の郷や大村または村において、どこかで殺人が行われたとする。そして、〔その殺人〕は、ある主人の家僕が別の主人の家僕を殺したような件の場合。殺人者を拷問にかけて、どのようにして殺人を行ったのか、故意によるものか飲酒によるものかを、自供させること。

もし、殺人者が、〔殺人は〕故意のものでなく、酒に酔ってけんかとなって行ったと自供した場合。その殺人者を鞭打ちの刑に処し、今後、このような悪行をさせないという保証書を〔保証人に〕提出させること。そして、その者についての保証書を取ったのちに、その殺人者を、その妻子ともども、ホロープ〔家僕〕として、家僕が殺された主人に引き渡すこと⁴⁵。なお、殺された家僕の妻子を、その人が仕えていた主人から取り上げてはならない⁴⁶。

もし、〔誰かが〕原告〔として〕、殺された家僕の債務を請求した場合。その債務請求は斥けられこと⁴⁷。

第70条 殺された家僕の代わりに、殺した者を引き渡されるべき者⁴⁸が、その殺人者は悪党なので、引き取ることができないと申し立てた場合。殺された家僕の代償として、殺人者の主人から50ルーブリ⁴⁹を徴収して支払うこと。

第71条 もし、小士族、またはその子、その親族、その所領管理人が、誰かの農民を殺したと

43 屋敷外家僕(задворные люди)とは、屋敷内の労働や、屋敷まわりの賦役労働に従事するのではなく、耕地を与えられて農業を行い、自らを養うホロープのこと。そのためある程度の財産を所有していたと考えられる。ただし、第20章41～42条が暗示しているように、そのようなホロープはわずかな割合しかいなかつたと思われる。

44 前の第67条と同じ事態を想定している。

45 このような過失による加害の場合、加害者（殺人者）が家僕であっても、その主人は被害者の損害に直接の賠償責任を負うことはなかった。

46 殺人事件で、殺人者と被害者が双方とも家僕（ホロープ）であった場合には、殺人が故意でない限り、主人の財産の逸失と賠償として、逃亡農民の条項と同様に、民事的な手続きがとられている。

47 殺人に関する本件とは別に、もし殺された家僕に金を貸していた者がいて、その返済を求めて訴訟を起こそうとしても、訴訟は却下されるということ。

48 上の条文によると、殺された家僕の主人に相当する。

49 この50ルーブリは、第20章51条に逃亡ホロープの逸失に対する賠償金として定められている額と同額である。『会議法典』が定める、いわばホロープの公定価格にあたる。

する。そして、拷問によって、けんかになって殺したもので、故意の殺人でも、酔った上のことをでもないと、殺人者が自供した場合。

その小士族の知行地から、最良の農民を、その妻および同居する子供たちとともに、離れて暮らす子供たちは除いて、すべての家財を付けて、農民を殺された領主に農民として引き渡すこと。農民を殺された領主からは、殺された農民の妻や子や家財を取り上げてはならない⁵⁰。

そして、農民を殺した者からは、殺された農民の債務証文に記された債務の額を徴収し、その者を君主の判決が下るまで獄につなぐこと⁵¹。その者を死刑に処してはならない。ただし、債務証文のない債務〔の請求〕は斥けられる。

第72条 もし、誰かが誰かを故意で殺し、故意によって殺したことが取り調べによって明らかになった場合。そのような殺人者を死刑に処すこと⁵²。

第73条 もし、誰かの農民が誰かの農民を殺し、殺した者が、拷問によって、自分は酔った上で殺したのであり、故意ではなかったと自供した場合。殺された農民の弁償として、殺した者を鞭打ちの刑に処し、保証人に罪を犯さないことを保証させた上で、その妻子と家財ともども、殺された農民の領主に引き渡すこと。その際に、殺された農民の妻や子や家財を、これまでの領主から取り上げてはならない。

もし、原告⁵³が、殺人者は名だたる悪党であり、農民として受け入れたくないと申し立て、相手の知行地領主または相続地領主からは、別の農民を名指しして受け入れたいと訴えた場合。原告の望むところによって、殺人者の代わりにその選んだ農民を、妻子、あらゆる家財、刈り取り前もしくは播種後の穀類とともに引き渡すこと⁵⁴。また殺人者は鞭打ちに処し、もとの主人に引き渡すこと。

第74条 強盗が誰かを強奪したが、その強盗を捜査で見つけだすことができなかつたとする。一方、原告〔強奪された人〕は、この強盗事件で盗まれた現物あるいはなんらかの品が見つか

50 殺人者が、領主である小士族（とその関係者）で、被害者が農民の場合には、殺人者本人が身売りすることはできない代わりに、その財産である農民を弁償のために引き渡すことになる。

51 通常、投獄の期間は長くはなかつた。

52 故意の殺人に対しては、殺人者は例外なく死刑に処せられた。この死刑に関する一般原則は、ロシアの法典において『会議法典』において初めて定められた。なお、第26章には、その原則に対する個別の事例が定められている。

53 自分の殺害された農民の賠償を訴えている者、すなわち殺害された農民の領主のことである。

54 『会議法典』第11章3, 9, 10条に定められているように、ホローブと異なり、農民は、その家族、家財と穀物備蓄を含めて、全体としてひとまとまりの領主の所有物と見なされていた。

ったとして訴え、訴状の中で多額の訴訟請求を行ったとする。

〔その品を所持していた者〕は誰かのところで捕らえられ、拷問にかけられて、自分は、誰か他人からその盗品を買った、あるいは交換したと供述したとする⁵⁵。そして、その〔供述によって〕告発された者⁵⁶について、自分もしくは自分の家僕の責任において、かれを期日までに供述者との対審に出頭させるという保証書を提出したが、かれは出頭しなかった場合。

その者⁵⁷について、その保証人から⁵⁸原告の訴訟請求額をすべて取り立てた上で、その保証人について、保証人が告発された者を捜索して、これを供述者との対審に出頭させる旨の保証書を〔別の保証人から〕取ること⁵⁹。

そのような保証書が提出されない場合には⁶⁰次のようにすること。もし、告発された者が屋敷付きの家僕の場合は、最良の家僕⁶¹を選び、もし告発された者が農民の場合は、最良の農民を選んで、供述者との対審にかけること。そして、その者を、供述者の供述にしたがって拷問にかけて、当の告発された者はどこにいるのか、身を隠しているのか、それとも偶然に逃げただけなのかについて、問い合わせすこと。

第75条 誰か原告が、強盗に奪われた品を、それが馬であれ、別のものであれ、誰かが所持しているのを見つけ、訴えたが、強盗本人は行方をくらましていたとする。〔その品を所持していた者〕は誰かのところで捕らえられたが、かれは、尋問において、自分は誰々のところで、その品を購入または交換した、と語ったとする。ところが、告発された者⁶²は、〔供述者〕との対審においてこれを否認して、自分はその品をかれに売ったことなどないと述べ、また〔実際にかれが〕購入したという品は台帳に登録されておらず⁶³、売買証文⁶⁴も保証書⁶⁵もなかつ

55 ここでは、盗品と知らずに購入あるいは交換をしたと考えられ、そのことは違法ではないから、その売り手が追求されることになる。

56 つまり、拷問にかけられた者（供述者）に盗品を売った（あるいは何かと交換した）として、罪をおわされた者。

57 盗品を供述者に売ったとして、供述者に告発された者。

58 この場合は、盗品を買った、あるいは交換した者自身が保証人である。

59 『会議法典』全体に言えることだが、かなり重い責任を保証人は負うことになる。

60 つまり、保証人が告発された者（おそらく逃亡した）を捜索して対審に出頭させることが不可能になった場合。

61 同じ主人に仕える、仲間の家僕の中から選ぶことを意味している。次の農民の場合も同じ。

62 最初の訴えを受けた者が盗品を購入（交換）したと言っている相手のこと。

63 第52条にあるように、馬の取引の場合には、取引台帳に登録することになっていた。

64 売買証文（купчая）とは、通常、物品・物件の所有者が、そこに記されているものは盗品や故買品などではなく、自由に売買できるものであることを保証する証書のこと。土地、家屋敷など所有権を明確にする必要のある不動産や捕虜の売買などの時に、売り手が買い手に対して発行した。また、高価な物の取引のときにも発行されたと思われる。

65 この保証書(поруки)は、第65条にある、盗品でないことを証明する保証書のこと。

た場合。盗品を所持していて、訴えを受けた者を拷問にかけること。

もし、自分は盗品を買ったと言っている者を拷問しても自供が得られない⁶⁶ 場合には、最初の供述にもとづいて、かれに盗品を売ったとされる者を同様に拷問にかけること。

もし、盗品を売ったとされる者が拷問によって罪を認め、自分はその盗品を売ったと言った場合。さらにかれを拷問にかけて、盗品を誰から入手したかを聞き出し、そのような取り調べにもとづいて、その案件について判決を下すこと。

もし、〔盗品を売ったとされる者が〕罪を認めなかつた場合には、その者から弁償分担金を徴収した上で、〔保証人に〕罪を犯させない保証をさせること。そして、最初の訴えにおける訴訟請求額は、盗品を所持していた者から徴収すること。

第76条 聞き込み捜査において、近隣の人々が誰かのことを、窃盗、強盗、殺人、盗賊への隠れ家提供や盗品保管、強盗の手引きなどを行つた悪人であると言つたとする。すると、聞き込み捜査において近隣の人々から悪人呼ばわりされた者が、君主に対して、再度、一斉聞き込み捜査⁶⁷ を行うよう請願を行い、最初に行われた聞き込み捜査については、近隣の人々とは仲が悪かったので、悪人呼ばわりされたのだと申し立てた場合。最初の聞き込み捜査において、悪人呼ばわりされた者を拷問にかけてはならない。その者については、再度、聞き込み捜査人を派遣すること。

もし、再度の聞き込み捜査において、多くの人々が、その者は良い人間だと言い、かれについて、いかなる悪事の証言もなかつたとする。そして、この再度の捜査では、悪人だとした捜査の時にくらべて、良い人間とした証言者が多くいて、15人か20人以上になる場合⁶⁸。案件はこの捜査結果に従つて結審とすること。そして、最初の捜査において事實に反してその者を悪人呼ばわりした人々からは、君主の罰金を徴収し、かれらを上記の裁判に関する条文で述べたように⁶⁹、君主の命令に従つて処罰すること。

第77条 供述者が、誰かについて、強盗、窃盗、盗賊への隠れ家提供、犯罪帮助、窃盗や強盗の盗品の故買、盗品保管など、あらゆる強盗、窃盗の悪事に関わっていると供述し、こうして

66 つまり、最初の自供の内容を翻さないということ。

67 ここでは、最初の近隣住民に対する「聞き込み捜査」(обыск)と二度目の「一斉聞き込み捜査」(поваренный обыск)が区別されており、前者は規模が小さかつた。それは、本条文に捜査人が15～20人以上と書かれていることからも分かる。通常、『会議法典』では、盗みに関する取り調べは、おもに前者の近隣住民への「聞き込み捜査」によってなされることになっていた。

68 15か20人という数は第42条にも、聞き込み捜査の結果を決める有意な数として記されている。

69 『会議法典』第10章162条において、聞き込み捜査における、証言者の偽証に対する罰金が規定されている。つまり、一回目の聞き込みでは偽証がなされたということになる。

告発された者が、総主教、府主教、大主教、主教、修道院、貴族、宮廷官、大膳職、モスクワ士族、書記官、地方都市士族、小士族、あらゆる身分の勤務者の知行地または相続地に住んでいたとする。そして、その者が、自分が告発されたことを知って、その土地から逃げ出したり、また、他の人々が告発された者を自分のところに匿ったり、自分のもとから逃がしたり、また、執達吏のところから〔そのような者を〕奪い返したりすることがあった場合。これについて、大勢の近隣の住民の〔捜索〕と、申告書⁷⁰〔の調査〕によって、厳重な取り調べを行うこと。

もし、取り調べと申告書によって、〔供述で〕告発された者が、供述以前に逃げていたことが明らかな場合には、その者⁷¹から、弁償分担金を取り立ててはならない。

もし、告発された者が、供述者の供述によって逃げ出した場合には、その者が住んでいた領地の主人から弁償分担金を取り立てること。そして、その主人が、その告発された者を探し出すことを約した保証書を〔第三者の保証人から〕提出させること⁷²。

第78条 もし、誰かが⁷³供述者によって告発された者をかばい、あるいは自分のところから外に逃がした場合。この者たちから、弁償分担金、および君主に対する罰金50ルーブルずつを取り立てること。そして、この者たちについて、告発された者を探し出し、しかるべきところに出席させることを約した保証書を提出させること。

第79条 もし、誰か知行地領主⁷⁴が、自分のところで強盗犯を探し出し、〔強盗犯である〕自分の家僕あるいは農民を打ちのめし、この者たちを取り調べるためにグバー〔官署〕に引き渡すことを望まず、これら悪党のことを隠そうとしたとする⁷⁵。そして、取り調べた上でそのことが確かに立証された場合。

70 申告書(явка)については、第10章194条に保管物の紛失に際して、第20章29章にはポロープ証書の紛失に際して、官署に届け出る書類として、第21章51条には強盗による損失に際して、官署やグバー庁にその旨を届け出る書類として定められている。さらに、自分の支配下にある家僕・農民が逃亡したときにも、領主は、この「申告書」(явка)を提出しなければならなかつた。

71 告発された者を匿ったり、逃がしたり、奪還したりしたとされる者で、ここでは、その土地の領主のことが考慮に入れられている。

72 供述によって罪ありと告発された者を取り調べにかける義務は、都市や農村の担税民については、第61, 62条で規定されていたが、本条は、領主層と聖職者層についても同様のことを規定している。

73 50ルーブリという高額な罰金から分かるように、これも、領主が、告発を受けた配下の家僕・農民を隠匿しているような場合を想定した条項である。

74 第77条でも、知行地の場合が含まれていたが、本条では、もっとも典型的な場合として、知行地領主の被疑者隠匿について定めている。

75 領主が配下の家僕・農民が起こした強盗事件の責任を負うことを恐れて、その者を秘かに殺してしまうような事態が想定されている。

そのような悪事ゆえに、その知行地領主から知行地を没収し、〔その土地を他の者に〕分配すること。訴訟請求額は⁷⁶、その知行地領主から取り立てるよう命ずること。

もし、知行地を持たない者⁷⁷がこのような事件を引き起こした場合。このような悪事ゆえに、厳しい刑罰を科すべきであり、この者を市場で鞭打ち、また同じく、この者から訴訟請求額を取り立てること。

第80条 もし、誰かの家僕あるいは農民が、その主人のあざかり知らぬところで、このような殺人⁷⁸を引き起こした場合。そのことにより、その者自身〔家僕あるいは農民〕を、いかなる容赦もなしに死刑に処すること。

第81条 もし、誰かが〔供述によって〕告発された者を、派遣された者⁷⁹たちのもとから奪い取った場合。そのような者たち⁸⁰を鞭で打ち、かれらから君主の罰金50ルーブル、および訴訟請求額を取り立てること。さらに、かれらについて、告発された者たちを取り調べに引き渡すという保証を〔保証人〕にさせること。

第82条 窃盗あるいは強盗を働いてきた悪人どもが、悪事を重ねながら、あるグバーから別のグバーにやって来た場合。住み着くためにやって来たグバーにおいて、〔そこの〕グバー長老は、この者たちが以前はどこに住んでいて、どんな理由で別のグバーに移り住んだのかについて尋問すること⁸¹。

もし、尋問における陳述にもとづいて、この者たちが、なんら事件に関わりをもっておらず、またこの者たちを裁判に訴える者〔原告〕がいない場合。尋問をされた者〔悪人〕たちに、移り住んだ者のところに住むことを命じる〔許可する〕こと。この者がどこに住んでいたのかを尋問しないまま、グバーのうちにこの者たちを住まわせてはならない。

もし、都市のポサードあるいは郷において、悪人どもが、誰かのところに居ると摘発された

76 強盗によって損失をこうむった者が、訴訟で弁償を求めた額のこと。

77 知行地を持たない者(непоместный человек)とは、勤務者ではあるが現実の知行地を与えられていない者を指している。

78 強盗の被疑者である者を「打ちのめし」て、秘かに殺してしまうこと。

79 派遣された者(посланники)とは、管轄官署から派遣された執達吏(пристав)のことを主に指している。

80 これも、罰金が50ルーブルと多額であることから、領主が想定されていると考えられる。

81 通常、グバー長老が選出され、モスクワの犯罪官署で宣誓を行うと（第21章4条）、かれは管轄地区の住民の代表を集めて、「悪人たち」(лихие люди)が地区に入ってきていないかを調査させた。捜査人たちが、悪人たちの存在を指摘したときには、グバー長老は配下の宣誓役人や週番に命じて、悪人たちを拘留し、その持ち物を封印、保管して、かれらの行状、意図を尋問しなければならなかった。

り、窃盗の被害にあったとして〔裁判に〕訴える者〔原告〕がいたり、あるいは、誰かのところで略奪品が摘発された場合。その悪人たちを住まわせた者から、〔原告の〕訴訟請求額の半分を、弁償分担金として徴収すること。それは、その者が悪人たちを自分のもとに住まわせながら、グバー長老には届け出をしてなかつたゆえである。

第83条 窃盗犯と強盗犯を捕縛するために週番廷吏⁸²が派遣されるなら、週番廷吏は、たくらみをいだくことなく窃盗犯と強盗犯を捕らえるべきであり、誰に対しても逃がそうとしてはならない。

また週番廷吏は、窃盗犯と強盗犯を捕縛したら、逃がしてはならず、賄賂を取ってはならない。週番廷吏が、賄賂によって窃盗犯あるいは強盗犯を見逃して犯人を逃がし、それが取り調べによって確かに立証された場合。その週番廷吏から原告の訴訟請求額を取り立て、さらに鞭で打ち、これを牢獄につなぐこと。

第84条 グバー宣誓役人が、強盗犯あるいは窃盗犯を逃がすか、強盗による略奪品あるいは窃盗の盗品を盗んで逃げた場合。この宣誓役人の財産を訴訟請求の弁償にあて、訴訟請求額の半分をかれの弁償分担分とすること。

その者の財産が訴訟請求額の半分に満たないときには、その残りについては、この宣誓役人をグバー宣誓役人に選んだ者たち⁸³から取り立てること。

この宣誓役人を選んだ者たちには、盗品を盗んで逃げたこのグバー宣誓役人を取り調べ、裁判にかけさせる旨の保証書を提出させること。グバー宣誓役人を選んだ者がその宣誓役人を取り調べたのちに、このグバー宣誓役人を鞭で打つこと。そして鞭で打ったのちに、宣誓役人の役職から放逐すること。

第85条 もし、原告あるいは被告の訴えにより、強盗事件あるいは窃盗事件について一斉聞き込み捜査により捜査することになった時、一斉聞き込み捜査がいかに行われるべきかについては、前述の裁判条項に規定がなされている⁸⁴。

第86条 窃盗犯が、週番廷吏のもとでその監視下にある場合には、この週番廷吏は、報告なし

82 週番廷吏(недельщики)は、執達吏(пристав)とほぼ同じ役職で、刑事事件における警察行為も仕事の一つだった。第10章110条の註を参照。

83 グバー宣誓役人の選出については、第21章4条に規定されており、その地区の「ソハ一台帳登録民」つまり担税民が選ぶことになっていた。

84 『会議法典』第10章161～167条に、一斉聞き込み捜査の手順が規定されている。

に、窃盜犯〔の身柄〕を保証人に引き渡してはならない⁸⁵。

もし、週番廷吏が、貴族⁸⁶への報告をせずに、また書記官の了承なしに、窃盜犯〔の身柄〕を保証人に引き渡し、取り調べによってそのことが確かに立証された場合。この週番廷吏から訴訟請求額の2倍を取り立てること。さらに、その罪ゆえに、この者を鞭で打ち、君主の命令があるまで獄につなぐこと。

第87条 誰かが、誰かの家で盗品が現にあることを確認し、その盗品を押収しようとする場合には、その者は、その盗品の〔押収の〕ために官署から執達吏を連れてこなければならず、また執達吏は、信頼できる善良な第三者を立会人として伴わねばならない。そして、執達吏は〔盗品の〕取り調べのために派遣された場所で、盗品を前述の人々とともに押収せねばならず、その盗品を押収したら、ともに盗品を押収した人々を伴って、それを官署に届けること。

もし、盗品が存在する家に誰もいない場合には、同じように、立会人とともに、その盗品を官署に届けること。官署ではこの盗品について、しかるべき命令〔法令〕にもとづいて、取り調べと審理を行うこと。立会人がいない場合には、執達吏は盗品を押収してはならない⁸⁷。

もし、誰かが自分の家で盗品を搜索させず、また倉庫や他の建物に立ち入らせなかつたり、盗品や窃盜犯を執達吏や立会人から奪い返したとする。そして、取り調べによってそのことが確かに立証された場合。その者から、原告の損失額の全額を取り立てること。

第88条 誰かが、自分の家で、盗品を持った〔現行犯の〕窃盜犯を殺した場合。その殺人について直ちに近隣の人々に告知しなければならず、また告知したうえで、官署に書面で報告しなければならない。

もし、誰かが第三者とともに窃盜犯を追跡し、その窃盜犯が捕縛に応じることなく、路上で、あるいは畠で、あるいは森で取つ組み合いになり、追跡していた者が窃盜犯を殺すか、あるいは傷を負わせた場合。殺された、あるいは傷を負わされた窃盜犯を、その者が盗んだ盗品とともに、ともに追跡した者たちとともに、同様に官署に連行すること。

もし、誰かが窃盜犯を捕縛したが、その者を官署に連行しようとせず、自分の家で拷問を行った場合。窃盜犯はその者から、名誉毀損と身体毀損料を取り立てること。また、その者に拷

85 週番廷吏は捕らえた窃盜犯の取り調べのあいだの留置にも責任を負っていたが、これを保証人に引き渡すとは、週番廷吏が簡単に（おそらく賄賂や情実によって）犯人を釈放することを指している。これに対する罰則が83条（逮捕のときの見逃し）に比べて厳しくなっている（訴訟請求額の「2倍」）ことは、このような不正が広く行われていたことを推察させる。

86 官署における裁判官に相当する。

87 盗品押収のときの立会人の立ち会いは、偽の証拠品の嫌疑をあらかじめ防ぐという意味もあった。

問を行った件〔窃盜の件〕については、拷問を行った者は、その窃盜について窃盜犯を裁判に訴えること。官署以外のところで、その窃盜犯に拷問を行ってはならない。

もし、盗品が誰かの家にあることが摘発され、〔その家の〕妻あるいは子どもたちはその盗品について知っていた場合。かれら〔妻や子〕から、命令〔法令〕したがって、弁償分担金を取り立てること。もし、かれらが貧しくて何も支払えない場合には、労働で完済するまで、これらの者たちを原告に〔債務家僕として〕身売りさせること。その者たちに対して、女の場合には、1年間に2.5ルーブルを労働の評価額とする⁸⁸。

第89条 もし、誰かが誰かの畑で、刈り入れのすんだ穀物あるいは干草を盗むか、あるいはひそかに穀物を刈り取り、畑からその穀物を自分の家に運んで行き、その途中でその者が、盗まれた穀物あるいは干草とともにいるところを捕らえられ、その者が官署に連行され、取り調べによって、穀物あるいは干草を盗んだことが立証された場合。この窃盜犯を窃盜のとがにより鞭打ち、またその者から盗品を取り立てて、原告に与えること。

もし、これらの窃盜犯が捕縛されることを拒み、それらの窃盜犯のうちの誰かが殺されるか、あるいは傷を負わされた場合。この殺された、または傷を負った者について直ちに近隣の者たちに告知し、〔殺された、もしくは傷を負った者たちを〕官署に連行し、記録に残すこと。そして、これによって、この殺人の責任は免除される。

もし、窃盜犯が捕らえられる際に、穀物の持ち主あるいはその家僕やその農民を、穀物あるいは干草のある場所で殺すか、あるいは傷を負わせ、取り調べでそのことが立証された場合。そのとがによりこの窃盜犯を死刑に処すること。そして、盗まれたものについては、その者の財産から弁償すること。

第90条 もし、誰かが誰かの池あるいは生簀から秘かに魚を獲り、その窃盜犯が盗品とともに〔現行犯で〕取り押さえられ、取り調べによって、その者が初犯であることが立証された場合。その者を笞で打つこと⁸⁹。

同じ窃盜犯が盗品とともに〔現行犯で〕二度目に捕らえられた場合。その罪のゆえに、その者を鞭で打つこと。

同じく盗品とともに〔現行犯で〕捕らえられたのが三度目で、盗品の価値が1グリヴナに満

88 第20章40条で、身売りによる債務返済の評価額を一年あたり男で5ルーブル、女でその半分（2.5ルーブル）としている。本状の評価額はこれに対応している。

89 魚の窃盜の現行犯逮捕の場合の処罰は「笞打ち」(бити багоги)、であり穀物窃盜の場合の「鞭打ち」(бити кнутом)よりも、やや処罰が軽くなっている。

たない場合。その者を耳削ぎの刑に処すること。

第91条 もし、誰かのもとで、火事あるいは他の何かの時⁹⁰に、何か品物が失われたが、そのうちに、失われた自分の財産の品物が誰かのもとにあることがわかり、それが〔自分の物であると〕摘発した場合。かれは、摘発を受けた者に対して、窃盗事件として裁判に訴えること。

もし、その品物を押収された者が、入手した物について、「自分はその品物を火事場から運び出した、あるいは水の中から引き揚げたのであり、略奪したものではなく、そのことについては〔自分は〕官署に出向いて、登録もした」と陳述し、その品物が略奪によって得たものではないことが、取り調べの上で確かに立証された場合。その品物を摘発した者は、摘発を受けた相手からその品を、買い取るように命ずる〔判決を出す〕こと。その買い取り額は、市場価格の半分とする⁹¹。

第92条 もし、誰かが、原告の訴訟請求額が払えないために牢獄につながれており、牢獄から引き出して、訴訟請求額を取り立て〔の答刑にかけ〕ることになっているのだが、原告が取り立ての〔答刑〕の場に来ないために、その者が牢獄に5年かそれ以上つながれている場合。

その者について、〔保証人に〕出頭保証書⁹²を出させること。そこには、〔官署への出頭の〕要請があったときには、保証人はその者を出頭させる旨が記されていること。訴えをなした〔原告〕が立ち会っていないところで、取り立て〔の答刑〕を行ってはならない。

第93条 もし、供述者が、最初の拷問と二度目の拷問のときには、誰かを告発する供述をしたとする。そして、三度目の拷問によって、その供述者を死刑に処するべきとされたとする。すると、供述者が、刑場に向かうときに、自分が告発をした相手について、供述を撤回した場合。そのような撤回を信じてはならない⁹³。

第94条 モスクワにおいては、犯罪官署からの支出により、君主の国庫金でもって牢獄を建設

90 あの条文によると、洪水などの水害も含めた自然災害などが想定されている。

91 災害によって本来なら失われる品物が救い出されたことによって、所有者はその所有権の半分を失ったという考え方によるものだろう。

92 出頭保証書(статная порука)を提出させて、牢獄から釈放させるということだろう。請求者(原告)が取り立てに関心を持たない以上、牢獄への長期間の留置は官署にとって無駄ということなのだろう。

93 本章第33条では、最初の拷問のときの供述を信じるべきであり、のちになって自己保身のために言つたことは信じるべきでないとしている。本条もこのような「拷問による供述優先」の原則によっている。

すること⁹⁴。

第95条 モスクワの牢獄の宣誓役人や獄吏には、モスクワの〔担税〕都市区およびスロボダに住む担税民がなり、支援金により〔養う〕こと。そのような宣誓役人や獄吏の支援金は、都市区およびスロボダから、毎年徴収すること。そのような職への選出には、都市区の住民の署名を得ること。

第96条 モスクワにおける刑吏は、自由民⁹⁵から選ぶこと。刑吏になるときには、その者についての保証書を〔保証人から〕取ること。その者には、君主の俸給⁹⁶が、犯罪官署により君主の国庫から与えられる⁹⁷。

第97条 地方都市においても牢獄を建設すること⁹⁸。〔牢獄における〕宣誓役人、書記、獄吏、刑吏については、〔地方都市の〕ポサード民から、郡のソハー区から、御料地村から、国有地の郷から、あらゆるソハー課税民から、また、総主教領、府主教領、大主教領、主教領、修道院領、知行地および相続領地などに住んでいる〔農民〕から選出すること。

このような、宣誓役人や獄吏に対しては、支援金を支払うこと。これらの宣誓役人や獄吏に支払う支援金、および、グバー役所のあらゆる経費は、ポサード民およびソハー区の〔農民〕が合意した額を徴収すること。〔合意額を超えた〕余分な額を徴収してはならならず、ソハー区の農民に損害を与えてはならない。

宣誓役人や獄吏の選出の際には、選挙人のもとで、選挙人の署名を得て行うこと。

第98条 もし、相続地領主あるいは知行地領主が、知行地あるいは相続地に20人以下しか農民

94 モスクワの牢獄の建設と運営は国庫負担だが、コトシーヒンによれば、留置されている犯罪者の食費は、家族・親類が負担するか、そうでない場合には、定期的に2～3人の組になった犯罪者を市内に引き回して、物乞いをさせたという（著作第7章47節）。

95 自由民（вольные люди）とは、担税民でもなく、特定の領主の支配（所有）下に入っていない者をさす。死亡した領主の解放家僕や下級聖職者の子弟がこれに相当した。モスクワ国家の身分階層には属さない、少数の不安定な存在であった。第11章20条、第19章3条を参照。

96 1680年9月22日付『貴族の決定』（боярский приговор）によると、地方都市の刑吏（палач）の俸給は一人あたり年間4ループリだった。

97 1630年代にモスクワ国家を訪れたアダム・オレアリウスによれば、刑吏は尊敬はされていないが、通常の収入以外に、囚人から金をとったり、ウォッカを売ったりして実入りがよく、その仕事の権利を買おうと申し出る者もいるくらいだと書いた上で、「現在はそのような仕事の売買は禁じられている」としている。

98 通常、地方都市の牢獄は、地方のグバー役所（губная изба）に併設して建てられた。

を所有していない場合。それらの知行地や相続地から、グバー役所の仕事のために、宣誓役人、獄吏、書記などを選んではならない。グバー役所の仕事のための宣誓役人たちは、より大きな知行地や相続地から選ぶこと。

第99条 誰か原告が、犯罪官署に対して、強盗を訴える訴状を提出したが、その訴状の中には、強盗犯たちは、原告の家で強盗を働いた際に、人を殺したことを拷問によって自供した、と書いてあったとする。

ところが、その後、長い時が経つてから、誰か原告⁹⁹が、強盗犯によって殺された人を〔債務請求〕の裁判に訴えて、〔その人が書いた〕債務証文を提出したとする。そして、その債務証文には、殺された人の名前が債務者として記されているが、保証人の名前はなく、債務者の署名は〔債務〕証文にはないか、あるいは〔債務者の〕署名の代わりに別人の署名あったとする。さらに、その〔債務〕証文には、その者が殺される2年、3年かそれより以前の年月日が記されている場合。

その債務証文にもとづいて、殺された債務者の代わりに、罪とされた者〔その人を殺した強盗〕から、〔殺された者の〕債務を取り立ててはならない。なぜなら、その者〔原告〕は、長い時間がたつてから、債務証文を裁判に持参したのであり、またそのような債務証文を信用する根拠が何もないからである¹⁰⁰。

第100条 もし、誰かが拷問にかけられる前の尋問において、誰かを告発する供述をしたにもかかわらず、初回、二度目、三度目の拷問の際に、告発の供述を撤回した場合。そのような、供述の撤回を信ずること¹⁰¹。

第101条 もし、強盗犯が、地方都市において、牢獄の下に穴を掘って脱走したとする。そこで、牢獄の宣誓役人や獄吏が〔拷問にかけられ〕、その脱走者について、牢獄が破られたのは、自分たちの過ちによってではないと供述したとする。

ところが、強盗犯の被害者である原告は、宣誓役人や獄吏を訴えて、自分の損失の弁償分担金を、グバー役所の宣誓役人や獄吏を選んだ者たちから取り立てるよう¹⁰²に求めた場合。そ

99 本条の冒頭の「原告」とは別の人間と考えるべきだろう。

100 2～3年前という古いの債務証文(заемная кабала)を持っていながら請求しようとせずに、債務者が殺されたあとに請求が行われるのは不自然だということであろう。

101 第33, 93条にも見える、「拷問による供述優先」の原則によっている。

102 第84条に宣誓役人等の過失による犯罪者の逃亡の場合、役人本人、あるいは役人を選んだ者たちから弁償負担金を取り立てることが定められている。

の訴状については、弁償分担金を牢獄の宣誓役人や獄吏自身から取り立てること¹⁰³。

もし、かれらから、何らかの理由で、弁償分担金を取り立てることができない場合には、グバー長老から、およびその宣誓役人と獄吏を選んだ郡の人々から取り立てること。そのような過ちゆえに、グバー長老からは、グバーの宣誓役人から取り立てる場合の2倍の額を、原告に支払う弁償分担金として徴収すること。なぜならば、地方都市において牢獄を管理しているのはグバー長老であり、グバー長老が、牢獄が堅牢であり監獄の収監者が牢獄を破るようなものを何も持つことがないように、牢獄および牢獄の収監者を頻繁に見回るべきだからである。

もし、地方都市において、グバー長老の怠慢と不行き届きによって、悪党が牢獄から逃走した場合には、そのとがのゆえに、グバー長老から、原告に支払う弁償分担金として、宣誓役人が支払う額の2倍を徴収すること。

第102条 もし、強盗を働いた盜賊のうちの半数が、取り調べにかけられた場合には、かれら〔その半数にあたる者たち〕から訴訟請求額の全額を取り立てること。

もし、そののちになって、かれらの仲間が取り調べにかけられ、その強盗の実行犯は誰であるか、また盗品は売り捌いてしまったことを供述したが、もはや〔訴訟請求額が取り立てられてしまったので〕、これを訴える原告は存在しない場合。

この実行犯についての供述にしたがって、先に告発された者から取り立てた弁償分担金と同額の弁償分担金を取り立てて、これを君主の国庫に収納すること。なぜならば、その金額については、それを求める訴訟人がいないからである。

第103条 もし、窃盗や強盗をなした悪党が逮捕されて、モスクワの犯罪官署、あるいは地方都市のグバー役所に連行され、その悪党を拷問にかけることになったとする。ところが、その悪党が拷問を逃れようとして、自らの都合のゆえに、自分は大逆の罪¹⁰⁴があることを知っていると言ったとしても、この者を信じてはならない。強盗あるいは窃盗として、直ちにこの者を拷問にかけること。自らの都合ゆえに供述した君主に対する大逆の罪の件については、窃盗あるいは強盗についての拷問が終わってから、尋問を行うこと¹⁰⁵。

103 訴えの内容にかかわらず、まずは、役人たち本人から取り立てるということ。

104 「大逆の罪」(государево великое дело)については『会議法典』第2章12, 13, 16, 17条に触れられているが、第2章1～4条にあるような、国家転覆を企てるような犯罪を指している。

105 類似の状況として、第2章14条に、家僕が、懲罰逃れや酩酊のゆえに、自分は主人の「ツアーリに対する重大犯罪」(ツアーリを「誹謗」したこと)を知っていると言い立てた場合の規定がある。つまり、本条でも「大逆の罪」の告発は、ほとんどの場合、偽証であることが想定されている。

第104条 窃盜犯や強盗犯あるいは殺人者である悪党が、地方都市の牢獄に半年間つながれている場合¹⁰⁶。総督、官署役人、およびグバー長老は、地方都市のその悪党を、君主の命令なしに牢獄から釈放してはならない。また、ホロープ〔家僕〕や農民として、自らの配下に置いてはならず、他の誰かに、そのような悪人をホロープ〔家僕〕や農民として与えてはならない¹⁰⁷。

もし、地方都市において、総督、官署役人、あるいはグバー長老が、そのような悪党を、君主の命令なくして牢獄から釈放し、この者に自らのあるいは他人のホロープ〔家僕〕あるいは農民となることを強制し、そのことが取り調べによって確かに立証された場合。

そのような総督、官署役人、グバー長老を、そのことのゆえに、厳しく処罰すること。すなわち、容赦なく鞭で打ち、さらにかれらからは、その悪党の代わりに、弁償分担金を原告のために取り立てること。

もし〔地方都市の〕牢獄につながれている者が、〔裁判や取り調べの結果〕強盗、窃盜、殺人などに関わっておらず、かれらを牢獄から釈放することになった場合。そのような者を牢獄から釈放すること。モスクワの君主に宛てて、命令〔判決〕を求める書類は書かなくてよい。その際に、総督、官署役人、グバー長老は、そのような者を、自分のホロープ〔家僕〕や農民としてはならない。また姻戚や友人関係の者に、そのような者をホロープ〔家僕〕や農民として与えてはならない。もし、総督、官署役人、あるいはグバー長老が、牢獄から釈放すべき者を、自らのあるいは誰か他の人のホロープ〔家僕〕あるいは農民となるよう強制した場合には、そのことに対して、本条の上記で述べられたように、かれらを厳しく罰すこと¹⁰⁸。

106 第21章21条に、強盗犯が強盗を自供した場合、死刑にすべきだが、共犯者が発見されなかつたりした場合、まず半年間は牢獄につないでおくことが規定されている。本条も、主に、そのような「死刑囚」のことが想定されていると考えられる。

107 『会議法典』第10章150条、第19章58条などにもある、総督をはじめとする地方官の職権乱用を防止するための規定。

108 グバー長老など、地方の警察・司法組織に属する者自身による犯罪については、第21章6、7条で規定されている。なお、本条はその配置から見ても、『会議法典』で新たに付け加えられた条項であり、当時、委託された犯罪者を恣意的に釈放して自分の家僕にするような地方官の職権乱用が広まっていたことが推察できる。

第22章

本章は26条からなる

どのような罪に対して、誰を死刑に処すべきか、どのような罪であれば死刑に処さず、〔他の〕処罰にとどめるかについての〔君主の〕命令¹⁰⁹

第1条 もし、息子や娘が、自分の父親や母親を殺した場合。父親や母親を殺したことに対して、その者をいかなる容赦もせずに死刑¹¹⁰に処すること。

第2条 もし、息子や娘が、誰か他の者と共謀して、自分の父親や母親を殺し、その事件を取り調べ、かつ共謀者をつかってこの事件を起こした者たち〔息子や娘〕を取り調べたところ、〔事件を起こしたことが〕確かに立証された場合。〔かれらを〕いかなる容赦もせずに死刑に処すること。

第3条 もし、父親や母親が、息子や娘を死に至らしめた場合。一年間のあいだこの者を牢獄につなぎ、牢獄で一年間過ごしたあとで神の教会に来させ、神の教会において自分の罪をすべての会衆の前で声をあげて申し述べさせること。そのような父親や母親を、息子や娘〔の殺害〕に対して、死刑に処してはならない。

第4条 もし、息子や娘が、キリスト教の法を忘れて、父親や母親に向かって粗野な言葉を吐いたり、父親や母親を恥知らずにも手で殴打し、そのことについて父親や母親がかれらを訴える訴状を出した場合。そのようなキリスト教の法を忘却する輩を、父親や母親〔への犯罪行為〕に対して、鞭打ちに処すること¹¹¹。

第5条 もし、息子や娘が、力ずくで父親や母親から財産を奪い取ったり、父親や母親を敬

109 本章は、第21章と同じく刑事犯罪についての規定であり、その意味では第21章の補遺的な位置にあるが、主な法源が異なっていることから、独立に章を立てたと考えられる。すなわち第21章は主に従来の「犯罪官署」の規定に依っているが、本章の典拠は、リトアニア法典であり、さらには教会法がふまえられている。

110 死刑執行の方法について『会議法典』に記述はないが、コトシーヒンによれば、「斧による断頭刑は殺人その他の凶悪犯罪に適用され（…）絞首刑もまた殺人その他の凶悪犯罪に適用される」としている（コトシーヒン著作第7章34節）

111 子が親を殴打することについての規定は、古くは『ヤロスラフの教会規定（広本）』第43条や『プスクフ裁判法』第98条に見ることができる。

うことなく、かれらを追い出そうとして¹¹²、かれらをなにかの悪事にことよせて通報〔密告〕したとする。あるいは息子や娘が老齢になった父親や母親を敬うことも、養うことも、何かを貸し与えることもしなかったとする。そして、そのことについて父親や母親がかれらを訴える訴状を君主に宛てて出した場合。

そのような行いに対して、そのような子供たちを厳罰に処すること。すなわち、容赦なく鞭打ちに処し、父親や母親には、何事であれ逆らうことなく聴き従うようかれらに命ずること。また、かれらの通報〔密告〕を信じてはならない¹¹³。

第6条 もし、息子や娘が、父親や母親を裁判に訴える訴状を出した場合。何についてであれ、父親や母親を訴える裁判をかれらに与えては〔許可しては〕ならない。さらに、そのような訴状〔を出したこと〕に対して、かれらを鞭打ち、かれらを父親や母親に引き渡すこと。

第7条 もし、誰かが兄弟や姉妹を自らの手で殺したとする。あるいは誰かの教唆により、他の者がかれら〔教唆した者の兄弟や姉妹〕を殺し、そのことが取り調べによって確かに立証された場合。これに対して、当人を含む全員を死刑に処すること¹¹⁴。

第8条 もし、誰かの家僕が、自分の仕えている者〔主人〕の殺害を謀ったり、殺害を企ててなんらかの刀剣の類を抜いた場合¹¹⁵。そのことに対して、その者の手を切断すること。

第9条 もし、誰かの家僕が、自分の仕えている者〔主人〕を殺した場合。その者自身をいかなる容赦もせずに死刑に処すこと。

第10条 もし、誰かが神を畏れず、君主の寵を失うことも処刑されることも恐れず、誰かに対して苦痛を与える侮辱行為¹¹⁶を加え、腕や足を切断したり、鼻や耳や唇を削ぎ取ったり、眼

112 「追い出そうとして」。本翻訳の底本テキストでは、забываючи（忘却して）となっているが、
ТИХОМИРОВ の校定テキストおよび、古版本の復刻版では、избываючи となっている。本翻訳では後者の
読みを採用した。

113 本条のように、一般に子は親を通報（密告）することはできなかったが、『会議法典』第2章に定め
られている君主への反逆、誹謗中傷については例外であり、かえって通報しない場合には処罰された。

114 殺人における主犯（教唆した者）と実行犯を区別し、これに同じ処罰を課すことは、本章の第12, 19,
26章にも見ることができる。

115 刀剣の類(оружье)を抜くことについては、第3章4条に同類の犯罪と処罰がある。

116 「侮辱行為」нарушательство とは、一般には、言葉や行為によって被害者の名譽を傷つける行為。そ
のため、名譽毀損料とりたての対象になる。本条の場合は、肉體的な制裁を指している。

を潰したりして、そのことが取り調べによって確かに立証された場合。そのような侮辱行為に對しては、同様の仕打ちをかれ自身に加えること¹¹⁷。さらに、かれから、その相続地や財産の一部を取り立て、かれが侮辱を加えた相手に与えること。〔その毀損料は〕腕を切断した場合には、片腕に対して50ルーブリ。足を切断した場合には、片足に対して50ルーブリ。鼻や耳や唇や眼や、同様のあらゆる損傷に對しては、一件あたり50ルーブリである。

第11条 もし、そのような無法者¹¹⁸が誰かを呼び出し、これを力ずくで自分の屋敷に引き立て、そこで棍棒や鞭や笞で打ち据え、そのことが裁判における取り調べで確かに立証された場合。そのことに対する、そのような無法者を厳罰に処すること。すなわち、かれを市場で鞭打ちに処し、1ヶ月のあいだ牢獄につなぐよう命ずること。また、かれから2倍の名誉毀損料と身体毀傷料を取り立て、かれがそのような害を加えた者に引き渡すこと¹¹⁹。

第12条 もし、誰かに対するそのような侮辱行為を、誰かの家僕が行った場合。その家僕を拷問にかけ、誰の教唆によってそのような侮辱行為を行ったかを問い合わせること。もし、その家僕が拷問によって、自分が仕えている者〔主人〕の教唆、あるいは他の誰かの教唆によって、そのような侮辱行為を行ったと白状した場合。そのようなことを教唆した者と、そのようなことを実行した者は、同様に厳罰に処すこと。すなわち、かれらを市場で鞭打ちに処し、全員を1ヶ月のあいだ牢獄につなぎ、自分の家僕にこのようなことを教唆した者からは2倍の名誉毀損料を取り立て、自分の家僕が侮辱を加えた相手に引き渡すこと。もし、誰かの家僕が、誰かに対するそのような侮辱行為をみずからの意志で行い、誰の教唆もない場合には、そのような家僕を拷問にかけた上で、死刑に処すること。

第13条 誰か悪党が人々を惑わし、多くの人々を、自ら悪事の企みによって陰謀へと驅り立てた場合。その悪事のゆえに、そのような悪党を死刑に処すること。

第14条 もし、妻が夫を殺したり、毒殺したりして、そのことが取り調べで確かに立証された場合。それに対して、その女を処刑すること。すなわち、地中に生き埋めにし、そのような

117 本条に典型的に見られる「等価報復（刑罰）」の考え方、放火犯を火刑にする（第2章4条）、偽証をした者の舌を切る（第14章10条）、刀剣を抜いた者の腕を切る（第3章4条）など『会議法典』全体の基本的な原則だった。

118 「無法者」は原文ではпоругательで「侮辱を与える者」の意。

119 これは、所領における私的制裁などの場合が想定されている（第20章92条などを参照）。

刑によってその女をいかなる容赦もせずに処刑すること¹²⁰。もし、殺された夫の子供たちや、夫の他の近親たちが、その女を処刑することを望まない場合でも、その女を決して赦してはならず、かの女が死ぬまで地中に放置しておくこと。

第15条 もし、女が死刑の判決を受けたが、そのとき妊娠していた場合。出産するまで、女を死刑に処してはならない。女を処刑するのは出産のあととし、それまでは牢獄につなぐか、逃亡しないよう執達吏の厳重な監視のもとに置くこと。

第16条 もし、誰かが悪事を企てて、誰かの家にやって来て、家の女主人になにか悪しきことを行おうと企み、あるいは女主人をその家からどこかへ拉致し去ろうと企てたとする。ところが、家僕たちは、女主人をそのような悪党から守ろうともせず、〔かえって〕女主人を目当てに押し入った相手に手を貸したとする。そして、そのうちに、そのことが取り調べによって立証された場合。

そのような企てによって他人の家に押し入った悪党ども、さらにそのような悪事に手を貸した家僕たちを、全員死刑に処すること。

第17条 もし、誰かが高言によって、あるいは酩酊によって、あるいは企みによって、誰かの妻に対して馬をけしかけ、女を馬の蹄にかけ、蹴り倒し、そのことによって女の名誉を毀損し、あるいはその打撃によって女を不具にしたとする。そして、妊娠している女は、かれが加えた打撃によって子を流産したが、自分は生きのび、そのことが裁判における取り調べで確かに立証された場合。

このようなことに対して、これをなした者を厳罰に処すること。すなわち、この者を容赦なく鞭打つよう命じ、さらにかれから2倍の名誉毀損料と身体毀傷料を取り立て、これを女に引き渡すこと。さらに、かれを3ヶ月のあいだ牢獄につなぐこと。もし、かれの打撃によって女自身が死亡した場合には、このことに対してかれ自身を死刑に処すること。

第18条 こうした殺害が何者かの故意によってではなく、馬が何かに驚き、くつわをもぎ離し

120 夫殺しの妻に対しては、「生き埋め刑」に処された。コトシーヒンはこの刑を「幼児殺しおよびそれに類する悪行」を行った女への刑としているが。この「悪行」には夫殺しを含んでいると考えられる。かれによれば、この処刑法は「両手と一緒に体を胸の部分まで埋め、周囲の土を踏み固め（…）当日ないし翌日あるいは三日目に死に至る」（著作第7章34節）としている。だが、20日、30日と生きていた例もあったという。この生き埋め刑は、1689年に廃止され、斬首刑にとって変わられたが、実際には1740年まで行われていた。

てあらぬ方へ駆けだし、馬を御すことができなくなったために起こった場合。その者を殺人の罪に問うことはせず、何人もこうした件で処罰してはならない。こうしたことは故意になされたのではないからである。

第19条 誰かが何者かの教唆により誰かを殺し、このことが取り調べにより確かに立証された場合。殺害を教唆した者と殺害を実行した者は、両者ともに死刑に処すこと。

第20条 誰かが獣、あるいは鳥、あるいは的を狙って銃を発砲するか弓を引き、矢または弾丸がそれで、丘の向こうか垣根の向こうにいる誰かを殺してしまった場合。または誰かが誰かを何らかのやり方で木、または石、または何かで打ってしまい、偶然死に至らしめたが、これまで殺人者と殺された者の間に不和もいかなる敵意もなく、またこうした殺人が偶然で意図せずに起こったことが取り調べにより確かに立証された場合。何人もこうした殺人の件で死刑に処されたり牢獄につながれたりすることはない。なぜならば、こうしたことは意図したのではなく、過失によって起こったからである。

第21条 誰かの家僕が、自分が仕えている者〔主人〕を守るために誰かを殺したり、傷を負わせたりした場合。その者を罪に問わず、かれが仕える者から、その殺害の件で証言をとること。

第22条 もし、その者が、自分が仕えている者〔主人〕のあざかり知らぬところで、意図的に誰かを殺したが、主人が自身の潔白を示すためにその者を捕らえて官署に連行し、自らその殺害について報告した場合。その者の主人を当該の殺人の件で罪に問うことはなく、一方、こうした殺害を実行したかれの家僕は死刑に処すこと。

第23条 誰かが誰かを毒草により毒殺しようとし、その毒により毒殺を試みられた者が死亡した場合、こうした悪事を行った者は、それ以前に誰かに対してそうしたことを行ったことはないか厳しい拷問にかけ、拷問のうちに死刑に処すこと。

第24条 ムスリムが何らかの方法で力ずくで、または欺いて誰かロシア人をおのれのイスラム教に引き込み、おのれのイスラム教に従って割礼を施し、このことが取り調べにより明らかになった場合。そのムスリムを取り調べにもとづいて処刑すること。すなわち、一切の慈悲なく、

火刑¹²¹に処すこと。その者がイスラム教に改宗させたロシア人については、そのロシア人を総主教または主教たちのもとへ送り、聖使徒と聖師父の掟に従ってかれに指示を与えるよう命ずること¹²²。

第25条 男であれ女であれ、敬神の念とキリスト教の法を忘却し、成年女性や年頃の娘の売春を斡旋し、取り調べによりこのことが確かに立証された場合、こうした違法かつ汚らわしい行為に対してこの者たちを厳罰に処し、鞭打ちに処すこと¹²³。

第26条 ある女が淫乱で汚らわしい生活を始め、淫乱により誰かとの間に子をもうけ、その子を自分で、またはその女の命令により誰か別の者が始末し、取り調べによりこのことが確かに立証された場合、こうした違法行為を働いた女と、かの女の命令により子を始末した者は、一切容赦せずに死刑に処すこと¹²⁴。他の者たちがそれを見て、こうした違法かつ汚らわしい行為をせず、淫乱行為から手を引くためである。

第23章

銃兵について

本章は3条からなる

第1条 銃兵については、強盗と窃盜で、盗品とともに捕まった場合を除いて、全ての件における裁判、または損害賠償の件を、銃兵官署で審理すること。銃兵から、かれらがかかわる訴

121 火刑が宗教的な処罰方法であったことは、『会議法典』第1章1条を参照。なお、コトシーヒンは「神の冒涜、教会財産の窃盜、男色、魔術、黒魔術、さらには使徒や預言者や教父たちの教えに反して新たな邪悪な解説を行って、不正な聖書解釈を行なう者に対しては火刑が適用される」「女性にも死刑は適用され、神の冒涜、教会財産の窃盜、同性愛的行為を行なった者は火刑に処される」（著作第7章34節）として、当時は、広く教会法の違反に火刑が行われていたと書いている。

122 教会裁判に送付するということ。ただし、本章では、従来なら教会裁判で裁くべき家庭内の問題などが明文化して規定されている。『会議法典』において、世俗法の範囲が広がったひとつのしるしである。

123 売春斡旋については、本条では斡旋者の処罰が定められているが、コトシーヒンによれば、「他人の妻や娘と不貞行為をなした者が捕まると、どのような人間であれ、当の男と当の女の両方が市場や大通りと一緒に裸で引き出されて鞭打ちの刑を受ける」（著作第7章34節）と当事者の男女も市場の鞭打ち刑に処せられたことが記されている。

124 このような幼児殺しの場合も、本章第14条にあるような生き埋め刑に処せられた（第22章14条の註を参照）。

訟において裁判手数料をいくら徴収するかは、先に記されたとおりである¹²⁵。

第2条 銃兵が何らかの件で銃兵以外の者を他の官署にて〔裁判に〕訴えた場合。銃兵以外の者に対する他の官署での訴えは、銃兵庁からの署名入り訴状をもって起こさなければならない。署名入りの訴状なくしては、銃兵はいかなる官署においても、いかなる相手に対しても、いかなる裁判も起こすことはできない。誰か〔訴えられた者〕が銃兵を反訴した場合には、裁判は同じ官署で行うこと。

第3条 銃兵が銃兵を、自分または自分の妻に対する名誉毀損で訴え、取り調べや裁判が終了した場合。銃兵やその妻への名誉毀損に対して、有罪とされた者から裁判にもとづく金額を取り立てること。銃兵が君主に、その名誉毀損料を支払うための持ち合わせがないので、その名誉毀損料の代わりに自分を処罰して欲しいと君主に請願した場合。その請願に従ってその者は名誉毀損料の代わりに処罰され、鞭打ちに処すこと。それは、今後、その者および他の類する者たちが仲間である銃兵やその妻の名誉を汚すことが決してないようにするためにある。

第24章

アタマンとカザークについての（君主の）命令

本章は2条からなる

第1条 アタマン¹²⁶ やカザークが誰かを訴えたり、誰かの被告になった場合。裁判や全ての賠償の請求の案件において、裁判や証拠書類や取り調べにもとづいて、しかるべき判決を下すこと。〔訴訟請求額が〕12ルーブリ¹²⁷以下の場合には、敗訴した者から君主のための裁判手数料を徴収しないが、訴訟請求額が12ルーブル以上の場合には、〔君主の〕命令に従って、その訴訟請求額からアタマンとカザークから君主のための裁判手数料を徴収すること。アタマンとカザークには、誰かがかれらの名誉を何らかの方法で毀損した場合、かれらの給与金による給与基準に応じた額が名誉毀損料として支払われる。扶持が与えられている者には、名誉毀損料

125 銃兵の裁判手数料については、第10章126条で触れられている。

126 アタマン(ataman)とは、カザークの共同体で選挙で選ばれる首長のこと。モスクワ国家に仕えたカザーク連隊の司令官もつとめていた。

127 この、訴訟請求額12ルーブリという、手数料徴収の基準については、第10章126条に、銃兵がかかる裁判についての規定の中で触れられている。この条項が銃兵に対する一種の特権供与であることから、本条項も、アタマンとカザークに対する特権を規定したものと考えることができる。

として取り立てた5ルーブルが支払われる。

第2条 鉄砲鍛冶職人頭への名誉毀損料は5ルーブル¹²⁸，平の鉄砲鍛冶職人への名誉毀損料は4ルーブルである。

第1条¹²⁹ 訴状に請求額が記されていないものについては，次に示す〔君主の〕命令に従つて金額を決めることが¹³⁰。

雄馬 8ルーブル [1600]¹³¹

ノガイ産雌馬 6ルーブル [1200]

ノガイ産子馬 3ルーブル [600]

去勢馬 4ルーブル [800]

ロシア産雌馬 3ルーブル [600]

ロシア産3歳子馬 1.5ルーブル [300]

ロシア産3歳雌馬 1.5ルーブル [300]

雌牛 2ルーブル [400]

雄牛 2ルーブル [400]

1歳子牛 20アルティン [120]

豚または家畜去勢豚 20アルティン [120]

1歳子豚 5アルティン [30]

雌羊 6アルティン4デニガ [40]

雄羊 5アルティン [30]

128 鉄砲鍛冶職人頭(кузнецкий староста самопалного дела)は16世紀にロシアにもたらされ，17世紀に軍用に製造されるようになった火打ち式銃(самопал)の製造職人の親方のことで，第10章94条にその名誉記損料が定められている「勤務スロボダ住民」(казенные люди)に相当すると考えられる。この条項では，勤務スロボダ住民の名誉記損料は5ルーブルであることから，本条の規定と対応している。この条項は，『会議法典』編纂の最終段階で，なんらかの理由で鉄砲鍛冶職人への配慮が必要となり，急遽挿入されたものだろう。

129 この条文は，第24章の表題とは関係のない条項で，第1条という指示も意味を持たない。古版本では，ここから頁が替わっており，補遺的な条項が挿入された体裁になっている。

130 第10章の裁判に関する章の諸条項に対する付表に相当する。例えば，第10章209条には，迷い込んできた他人の家畜を死なせた場合の賠償額について「死なせた家畜の代償として，定められた額にしたがって，被告から金銭を取り立てて原告に引き渡すこと」とあるが，この「定められた額」が，まさにこの表に示されている。

131 比較のために，当時の一般的な貨幣単位であるデニガ(деньга)換算の額をカギ括弧内に注記する。

子羊 3アルティン [18]

4歳あるいは5歳山羊 1ポルチナ(0.5ルーブル) [100]

3歳山羊 13アルティン2デニガ [80]

1歳山羊 8アルティン2デニガ [50]

雌山羊 8アルティン2デニガ [50]

子山羊 3アルティン [18]

全ての穀物の値段は、その年に市場で穀物を購入したときに従って定めること。

生きた鶩鳥 3アルティン2デニガ [20]

屠った鶩鳥 2アルティン [12]

生きた鴨 2アルティン [12]

屠った鴨 8デニガ [8]

七面鳥 6アルティン4デニガ [40]

ロシア産鶏 8デニガ [8]

第25章 密売酒の酒場に関する命令

本章は21条からなる

第1条 誰かのもとで、初めて密売酒の酒場¹³²が摘発された場合。あるいは、誰かが、初めて、売るために密売酒を蒸留した場合。初回の場合には、その者に5ルーブリの違反金¹³³、その酒を飲んだ者には、一人あたり半ポルチナの違反金を科すこと。ある者のもとで密売酒の酒場が二度目の摘発を受けたならば、その者には2倍の違反金10ルーブリ、酒を飲んだ者には一人あたり1ポルチナの違反金を科し、さらに密売酒の酒場が二度にわたり摘発された者を市場の

132 「密売酒の酒場」 (корчма) の語は、元来は馬で旅行する旅人の宿屋で、馬小屋を備え酒も飲ませる旅籠などを意味したらしいが、17世紀には「不法に酒を売る闇の酒場」「非合法に酒を置いた旅籠」などの意味で使われた。この「密売酒の酒場」は第10章134条にも言及されており、そこでは係争中の原告と被告双方の家の家僕が「市場や道や密売酒の酒場などで会って喧嘩」になるというケースが想定されている。

133 違反金(заповедь)とは、君主への宣誓を犯したときに徵収される罰金のこと。酒の販売は、国家から請負った仕事であった。

鞭打ち刑、その酒を飲んだ者を笞打ち刑に処すこと¹³⁴。

第2条 誰かのもとで、売るための密売酒とその酒を飲んだ者が、三度目の摘発を受けた場合。その者には、一人あたり20ルーブリ、その酒を飲んだ者には一人あたり1ルーブリの違反金を科し、加えて鞭打ち刑に処すこと。また密売酒を売った者は君主の命令があるまで、牢獄に投じること¹³⁵。

第3条 誰かが密売酒の酒場にいて連行され、尋問をうけて酒の密売者から酒を買ったこと、あるいはその者から買った酒を家で飲んだことを供述したが、酒の密売者が酒を売った事實を否認した場合。酒の買手を拷問にかけること。買手が拷問によつても先の供述を撤回しない場合には、この者の供述にもとづいて酒の密売者を拷問にかけること。拷問により、酒の密売者が酒を買入れた先は居酒屋¹³⁶以外のところであると供述した場合。その拷問による供述にもとづいて酒の買入れ先として挙げられた者を同様に取調べて尋問し、さらにその者を酒の買手である密売者との対審にかけ、対審のあとで拷問にかけること。

もし、拷問によって酒を売った者がその事實を認めた場合。この酒の密売者を拷問にかけたあと、市場の鞭打ち刑に処し、それが初回であれば一人あたり5ルーブルの違反金を科すこと。その者が、このような酒類を売った事實の摘発が、二度目である場合には、その者と同じく市場の鞭打ち刑に処して、一人あたり10ルーブリの違反金を科し、以後この者がこのような悪事を生業としない旨の文書による厳格な保証書を取つたうえで、身柄を引き渡すこと。さらに、

134 第1条および第2条は密売酒つまり自家製の酒の販売者(корчемники)と購入者(питухи)が摘発された場合の違反金(заповедь)や処罰を定めている。ただし、第3条のケースと異なり第1～2条で扱われているのは、同一人が密造酒の製造者でも販売者でもあるような、立ち飲みの酒場のような場所が対象になつておらず、酒の買手は単なる飲み手(питухи)であった。

135 密造酒の販売者が科される罰金は、摘発回数により5ルーブリ、10ルーブリ、20ルーブリと倍加されていきこの点では第3条に出てくる密造酒の販売元の場合も同じであるが、酒の買手の罰金は第1～2条では摘発回数により半ポルチナ、1ポルチナ、1ルーブリと倍加されているが、第3条で酒の買手が科される罰金は初回2ルーブリ、2回目4ルーブリ、3回目6ルーブリと罰金額も大きくも増加の仕方も異なっている。これは第1～2条での酒の買手は単なる消費者、飲み手(питухи)でしかないが、第3条での酒の買手は酒を密売する転売者だからだと考えられる。

136 居酒屋(кабаки)は、政府が公認して酒(おもにウォトカ)の販売あるいは飲酒させる公認の酒場を意味し、モスクワ時代および帝政時代を通じて重要な国家収入源だった。モスクワ政府は国家が独占するウォトカの販売を、請負人(откупщики)に請負わせるか、住民の中から選ばれた居酒屋支配人(кабацкие головы)、および宣誓役人に管理させた。酒の国家独占を制定化した勅令などは残されていないが、『会議法典』第25章も含めモスクワ時代の法はそれを無条件に前提としている。一般に酒の製造販売の国家独占は15世紀のイワン三世時代に確立し、そのあと一度も廃止されることなく存続してきたと理解されている。

このような悪行への関与が、三度目の摘発を受けた場合には、三度目の罪過について、市場の鞭打ち刑に処し、半年のあいだ牢獄につなぐこと。

またこれらの者から密売酒を買った者については、初回であれば一人あたり2ルーブリの違反金を科して容赦なく笞打ち刑に処すこと。同じく密売酒の購入で二度目の摘発をうけた者には、一人あたり4ルーブルの違反金を科し、刑台での鞭打ち刑に処し、2週間のあいだ牢獄につなぐこと。三度目の罪過に対しては、一人あたり6ルーブリの違反金を科し、市場の鞭打ち刑に処し、1ヶ月のあいだ牢獄につなぐこと。そしてえ、今後いかなる者のもとでも密売酒を購入し、あるいは飲むことをしない旨の文書による保証書を〔保証人から〕取ったうえで、身柄を引き渡すこと。

もし、このような悪事から身を引くことが出来ず、同じ悪事につき四度目の摘発を受けた場合。その者に厳罰を加え、市場の鞭打ち刑のうえ、君主の命じる遠い地方都市への流刑に処し、その者の全財産、屋敷地、知行地、相続地を君主のもとに没収すること。またこの者から密売酒を四度にわたり買った者についても同様に厳しい罰を加え、市場の鞭打ち刑に処し、1年のあいだ牢獄につなぐこと。

第4条 誰か〔酒の買い手〕が、別の誰かについて、密売酒を売っていると供述したが、のちになってこの供述を撤回し、取調べの結果この者が故意に相手を中傷するために供述したことが明確に立証された場合。このようなことで別の誰かを故意に中傷した者を、誣告のとがで処罰すること。すなわちこの者を市場の鞭打ち刑に処したうえで、故意に中傷を加えた相手に対して、2倍の名誉毀損料を支払わせること¹³⁷。

第5条 誰か〔酒の買い手〕が、別の誰かについて、密売酒を売っていると供述したが、売ったとされた者はその事実を否定し、両者に対して拷問をかけることになった場合。最初に、密売酒の買手を拷問にかけること。もし買手が拷問によっても先の供述を撤回しない場合には、この者の供述にもとづいて、密売酒の売手を拷問にかけること。そして、拷問のうちに然るべき判決を下すこと¹³⁸。

137 密売酒の販売をしたとして他人を誣告した者は市場の鞭打ち刑を科されるほか相手に2倍の名誉毀損料を支払うことを規定している。2倍とは、第10章第27～99条で相手の身分ごとに規定された通常の名誉毀損料の2倍という意味である。

138 密売酒の買手(告発者)と売手(被告)のあいだでの取調べ手続きの規定。ここでは、告発者が自分が密売酒を買った罪を認めた上で売手の密売を告発し、売手は否認しているケースが想定できる。

17世紀の裁判では、自供は罪状の決定的な証拠と見なされていたため、取調べ以前から、告発者は密売酒の買手、被告は売手と見なされ、双方が拷問にかけられた。その場合、買手の告発者を先に拷問にかけ、もし最初の告発を変えなければ、次に売手を拷問にかけたあと、裁判で決すると定めている。

第6条 誰かの家僕、農民、屋敷番が、密売酒とともに連行され、尋問において、この連行された者は、自分の主人のもとから酒を盗んで誰かに売ったと供述した場合。連行された者を、密売酒を売った件で拷問にかけ、この者の主人がその事実を知っていたか否かを自供させること。

もし、この者が、〔拷問によっても〕自分の以前の供述をくり返し、酒は自分の主人のところから盗み出して売ったのであり、主人はこの件を知らないと陳述し、取調べによりこの者の主人は酒の売却には関知していなかったことが明確に立証された場合。このような密売酒の売手を処罰して、市場の鞭打ち刑に処し、これら家僕や農民の身柄をその主人に引き渡すこと。そして、引き渡しを受けた者は、これらの者を監視し、自分の家僕や農民が今後いかなる者にも酒を売らないよう、厳しく監督せねばならない。

もし、誰かの家僕、農民、屋敷番を配下においている主人の監督不行き届きのゆえに、再度にわたって同じ件で摘発を受けた場合。この酒の密売者に代わって、かれらを配下においている主人から、密売者一人あたりにつき10ルーブリの罰金を徴収すること。また、酒の密売者本人は市場の鞭打ち刑に処し、君主の命令あるまでこれを牢獄につなぐこと¹³⁹。

第7条 いかなる身分であれ、誰かが〔摘発された〕酒と一緒に官署に連行され、連行された者が尋問に応えて、その酒は貴族、宮廷官、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、官署役人あるいは小士族から、無償で自分への友情への贈物として、あるいはある仕事の代償として与えられたものであると陳述したとする。そしてまた、その酒を与えた相手として名を挙げられた者も、同じくその酒は知人への進物として贈ったもの、あるいは職人や雇人への報酬¹⁴⁰に上乗せした、心付けの進物であると証言した場合。連行されたその者を釈放すること¹⁴¹。

第8条 もし、申告せずに自分の家に酒を置くことが許されない者が、申告せずに酒を家に

139 家僕、農民、屋敷番など領主屋敷の隸属民が密造酒の販売に関与している場合には、拷問にかけられて、かれらの主人が関与していたか否かが取調べられる。もし、酒は主人のもとから盗んで売ったもので主人は関知していないことが明らかになれば、市場の鞭打ち刑のあと主人のもとに戻され、厳重な監視が主人に要求される。隸属民が再度同じ犯罪で摘発されれば、鞭打ち刑と投獄刑に処されるだけでなく、主人にも、違反者一人あたりにつき10ルーブリの罰金を科せられた。

140 「報酬」(могорец)とは、雇人や職人に対する支払いや報酬を意味し、現物によって支払われることもあった。

141 任意の身分の者が貴族、宮廷官、大膳職その他の身分の者から敬意のしるし、知り合いへの進物、職人仕事や雇われ仕事に対する報酬に上乗せした心付け、としてわずかな量の酒を受取り、それを家に持っていたために疑われて連行されたケースが扱われておいる。その場合、酒をかれに与えた者の証言により釈放されるとしている。

置き、その無申告の酒がかれの家で摘発された場合。その者には、一人あたり5ルーブリの違反金を科すこと。また、酒は君主のために没収される¹⁴²。

第9条 誰かが官署に連行され、尋問において、別の誰かが密売酒を売っていると供述したが、拷問を前にしてその供述を撤回し、その者を告発したのは押収役人¹⁴³の教唆によるものであると言った場合。その者を拷問にかけること。

もし、拷問にかけられても、その者を故意に誣告したのは、押収役人の教唆によるものであると前と同じ供述をした場合。その者の拷問による供述にもとづいて、押収役人を拷問にかけること。

もし、押収役人が拷問によって、告発された内容を認めた場合。この押収役人を、拷問するだけでなく処罰すること。すなわち、刑台で鞭打ち刑に処すこと。これは、今後この者が二度とこのような行為をしないようにするためにある。

もし、押収役人が拷問によっても、告発の内容を認めない場合。押収役人の拷問のあとで、かれを告発した者を二度目の拷問にかけること。そして、その者が二度目の拷問によつても供述を撤回しない場合には、裁判によってしかるべき判決を下すこと¹⁴⁴。

142 モスクワ国家では士族以上の仕官者身分、大商人（ゴスチ）、ゴスチ組合、ラシャ組合に属する特権商人層、徴募による仕官者身分の一定部分だけに、自分の屋敷や家で消費するウオッカなどの酒類を申告なしに作ったり保管したりする特権が与えられ、特権商人層を除く残余のポサード住民には申告して税を支払えば「申告した酒」(явочное питье)を作り家に保管することが許された。ただしポサード民は一般に上位、中位、下位の3ランクに区分されていて中位、下位のポサード民は酒類を「申告した酒」にすることが出来ず、上位ポサード民だけに許された。従って第8条冒頭にある「申告せずに自分の家に酒を置くことを許されない者」とは、申告して税を支払えば酒類を持つ事のできる都市のポサード民（特権商人を除く）を意味していると考えられる。自分のために酒を製造し保管する特権をもたないポサード民が無申告で酒を保有していることが摘発されれば、第1条で規定している密売酒の所有者と同じ5ルーブリの罰金で処罰される。ポサード民による酒の製造と保持に関してはコトシーヒンも著作の第10章4節で以下のように述べている。「大商人、ゴスチ組合、ラシャ組合以外のポサード民は誰であれ自宅に酒を保管することが許されない。かれらが自分の必要のために酒を買い、麦酒を醸造し、蜜酒を作るなどの場合には、ツアーリに申請を提出すると、一定数の日ないし週のあいだ家に保管することが許されるが、その酒については勅令に定める金額の税を国庫に支払う。酒の保管が禁止されているわけは、かれらが秘かに酒を第三者に売りつけたり、自分の家で無許可の居酒屋や売春宿などをさせないためである。しかしかれらに必要があつてクワスを醸造したり蜜酒を作ること、また、食用にライ麦やその他の穀物を挽いたり、牛や豚や羊を屠殺することは販売目的でなければ許され、ツアーリに税を支払う必要もない」。

143 押収役人(выимщик)とは、隠されている物や隠れている者の搜索と没収を行う執達吏、つまり裁判司法にかかる行政官の一種であり、密売酒の製造・販売に対する監視を行っていた。

144 密売酒の監視人である押収役人がある者を教唆して、別の者による密売酒の販売につき虚偽の告発を行わせるケースが想定され、その場合の押収役人に対する処罰を規定している。

第10条 誰かが、モスクワで、新徵税区官署¹⁴⁵へ連行されてきたが、その者は銃兵官署から送られてきたとする。そして、その者は、最初は銃兵が銃兵官署に連行した者であったとする。そして、その者を新徵税区官署へ連行したのは、小士族であり、証拠となる酒や煙草を伴ってはいなかったとき〔には次のようなケースがある〕。

連行してきた時の小士族や銃兵の証言では「この者を酔った状態で捕えたが、そのとき立派な屋敷で飲酒していた」という場合がある。

また、別の者が捕らえられたが、その者は、立派な屋敷の近くで酔っていたという場合がある。

また、別の者を連行してきたが、小士族は、「商人や市場店舗の所有者¹⁴⁶たちが、こぞって自分のもとから、その酔っぱらいを取り戻そうとした」と証言した。ところが、これに対して、連行された者は、この小士族や銃兵は故意に自分を誣告していると、かれらの証言に全面的に反論した場合がある。

また別の者は、「自分たちは、自分の家で、あるいは友人の家で、客人として飲酒したのであり、密売酒の酒場においてではない」と陳述した。そして、その者が客人として飲んだとの供述があった家の者が、新徵税区官署に来て、連行された者の証しをたてて「この者は自分のもとで客人として飲んだのであり、密売酒の酒場で飲酒したのではない」と証言した場合がある。

それら〔様々な場合の〕連行された者について、あらゆる点から取調べること。そして、取り調べたのちに、それぞれの案件に応じて、然るべき判決を下すこと¹⁴⁷。

145 新徵税区官署(новая четверть)は1619年創設の官署でモスクワと南ロシア諸都市の居酒屋(кабак)からの税徵収を担当したが、同時に不法な密売酒の製造販売や悪評のある居酒屋の取り締りなど、公共の場での飲酒と風俗を監督する機能もはたした。コトシーヒンはこの官署について、著作第7章20節で次のように記している。「新徵税区官署。この官署には一人あたりの宮廷官と武器庫長、二人の書記官が勤務する。この官署が管轄するのはモスクワと多くの地方都市、郷、大村にある宣誓ないし請負により経営される酒屋である。これらの酒屋からの収入は、他の官署が管轄する居酒屋収入を除いて年に一〇万ルーブリ以上になる。この金は、ほかの官署の場合と同じく必要なすべての支出に充てられる。ツァーリの勅令分を越えて不法に酒を密売して密造酒とともに官署に連行された者を取り調べることもこの官署の管轄で、それは煙草についても同じである。違反者に対する判決と処罰はこの官署で行われる。この点については法典に詳しく記されている」。

146 市場店舗の所有者(лавочный сиделец)とは、市場の区画(ряд)にある店舗(лавка)で商業や手工業を営業する店舗所有者を意味している。

147 酔っぱらって、あるいは煙草を喫していて拘束された者は新徵税区官署に連行されて取調べられるが、第10条はその場合の手続きを規定している。取調べでの要点の一つは酔っぱらいが酒場の近くのいかがわしい場所にいたのか、それとも立派な屋敷(приличный двор)やその近辺だったのかである。連行された者が友人の家での客として「立派な屋敷」で酒を飲んだのであり酒場で飲んだのではないと主張するなら、その立派な家の主人が新徵税区官署に来てその旨の証言をしてくれるかどうかが鍵となつた。連行されたのがボサード民であればかれが仲間の鼻つまみ者ではなく、その者が連行されるとき「商人や市場店舗の所有者たちがこぞって自分たちのもとからその酔っぱらいを取り戻そうとした」といった証言があれば、その者に対する判決は有利になったと考えられる。

第11条 先の142年に、亡き大君、ツアーリにして大公、全ルーシのミハイル・フョードロヴィチの命令により、モスクワおよびその他の地方都市において、煙草について、ロシア人ならびに外国人はいかなる場所においても煙草を保持し、喫煙し、これを商ってはならないことを、死刑をもって禁じる命令が出された。誰であれロシア人ならびに外国人で煙草を保持し、あるいはこれを商う者があれば、これらの売り手と買い手を捕えて、新徵税区官署へ送り届けるよう命令がなされた。その後、これらの者は容赦なく罰せられ、死刑に処され、かれらの家宅と財産は没収の上売却され、代金は君主の国庫へ納められることとなった。

今の君主、ツアーリにして大公、全ルーシのアレクセイ・ミハイロヴィチは、煙草の保持を摘發された者らに対して、先の142年になされたと同じ命令を発し、貴族らはこれを決定した¹⁴⁸。

第12条 もし、誰かが〔証拠となる〕煙草とともに連行されたが、この者は、煙草をリトニアから来た者から¹⁴⁹転売する目的で買ったと自供した場合。この者を拷問にかけ、かれが本当にこの煙草をリトニア人から買ったのか確かめること。この者が拷問において、煙草をリトニア人から買ったと同じことを述べるなら、そしてかれが、多量の煙草とともに連行された場合には、かれをもう一度拷問にかけること。二度目の拷問でも同じことを述べた場合には、かれに対しては、上に記されたのと同様の判決¹⁵⁰を下すこと¹⁵¹。

第13条 もし、誰かが、〔証拠となる〕煙草とともに連行され、尋問において、その煙草を誰

148 この第11条から第16条までが煙草に関する禁止条項にあてられている。本条はまず煙草の喫煙と売買を禁じた1634年勅令に触れている。煙草の国家による専売は1646年に導入された（塩税導入と同時）。もっともこれが実施されたのはシベリアにおいてだけであったと考えられる。それすら、『会議法典』発布以前の1648年12月に廃止された（塩税はすでに1647年12月10日に廃止）。正教会および一般ロシア人からの反対が強く、また経済的意味も大きくなかったからである。

1634年の勅令発布以後、煙草の私的売買と喫煙に対する政府の立場は、勅令にあるよりはずっと寛大であった。死刑は適用されず、処罰はしばしば発見された煙草の没収、外国人の煙草商人の単なる国外追放に止まった。勅令自体、正教会の要求によって採択され、政府としては財政的にあまり意味がない禁止令の実行にそれほど乗り気ではなかった。したがって本条は1634年の勅令の単なる確認ではなく、復活（再確認）とみるべきであろう。

149 「リトニアから来た者」(литовские приезжие люди)とは、旅の途上の「リトニア人」や通りがかりの「リトニア人」。これらの多くはスラブ系のベラルーシ人であった。

150 二度目の拷問でも前言の撤回はせず、同じ供述をした「上に記された」場合は、第25章9条を指している。そこでは、「裁判によりしかるべき判決を下す」とあり、個別の審理の対象となった。

151 ロシアに居住しないリトニア人から煙草を購入した者は本条の規定では、拷問にかけられ、死刑になることになっているが、本当にそうであったとは考えられない。当時は、ロシアに居住していない、旅行中の外国人のほとんどは、「リトニア人」であった。

かロシア人あるいは君主に勤務する外国人から買ったと述べた場合。〔自分に〕この煙草を売ったと言う者を探し出し、尋問すること。そして両者を対審にかけること。もし拷問の必要があるなら、これを拷問にかけ、しかるべき判決を出すこと¹⁵²。

第14条 もし、退役した銃兵、外国人、領主の家僕、農民、屋敷番、あらゆる種類の流民が、〔証拠となる〕煙草とともに連行されたとする¹⁵³。そして、これらの連行された者が尋問において次のように供述したとする。

その煙草は拾ったものであると供述したとする。あるいは、煙草は、誰であれ、他人の家で押収されたものであると供述したとする。あるいは、誰かが、他人のことを、煙草を持っていると通報〔密告〕したが、通報された者は、自分は煙草など売り買いしたことはないと供述したとする。あるいはまた、自分の屋敷で煙草を押収された者が、「その煙草は自分のものではなく、誰のものかは知らない。きっと敵意を抱く誰か、ないしは押収役人が、自分の屋敷に秘かに置いたのだ」と供述したとする。

以上のような供述があった場合には、これらの者〔連行された者〕たちを、煙草が発見された件で、しかるべき拷問にかけること。

もし、かれらが拷問においても、尋問の際と同じことを述べた場合。かれらを、釈放する際に、罰金をとってはならない。ただし、煙草が、〔かれらのもとで〕発見されたことに対して、かれらを刑台の上で鞭打つこと。また〔出所〕不明の煙草について、かれらを拷問にかけて尋問すること。拷問において尋問の際と同じことを述べた場合にはじめて、これらの者をしかるべき釈放すること¹⁵⁴。

第15条 もし誰か商人、銃兵、外国人、領主の家僕、その他あらゆる身分の者が、〔証拠となる〕煙草とともに連行され、尋問において、その煙草は、かれを煙草とともに連行した者らが、〔かれの家に〕秘かに置いたものであると述べた場合。かれを、連行した者と対審にかけ、取り調べること。もし、拷問が必要ならば、拷問にかけること。かれが拷問においても、自分には罪がないと言い張った場合には、今度はかれを連行した者らを拷問にかけること。もし、連行し

152 本条の趣旨は、ロシア人、およびツァーリに勤務するロシア在住の外国人のなかに煙草販売人がいるかどうかを確認しようというもの。もしいたならば、厳罰に処すという姿勢が裏に潜んでいる。

153 モスクワ国家の身分制度の中で、もっとも下層に属する身分の者に対する、煙草保持の際の罰則が定められている。

154 煙草の保持で逮捕された退役銃兵らが、それを誰からか買ったわけでも、また誰かに販売したわけでもないと主張する場合、かれらは拷問にかけられた。それでも最初の自供を維持する場合には、売り買いについては不問とし、保持していたことだけが罰せられ（刑台での鞭打ち）、釈放された。

た者が拷問において、自分がこの連行された者のもとに煙草を秘かに置いたと自供した場合。このような悪事を働いたことに対して、拷問の他に、さらに処罰すること。すなわち、刑台の上で鞭打つこと。これは、この者や他の者が、今後このようなことを起こさないようにするためにである¹⁵⁵。

第16章 誰か銃兵、流民、その他あらゆる人々が、〔証拠となる〕煙草とともに、二度目あるいは三度目に連行された場合。この者を一度ならず拷問にかけ、刑台の上で、あるいは市場で鞭打ち刑に処すこと。連行が何回にも及んだ場合には、これらの者の鼻孔を切り裂き、鼻を削ぐこと。そして拷問と〔鞭打ちなどの〕処罰のうちに、君主が命令する遠方の都市へ送ること。これは、これを見て他の者が、このようなことを起こさないようにするためである¹⁵⁶。

第17条 巡察隊長¹⁵⁷と小士族が、誰であれ酒の密売者と煙草販売人を捕えたとする。あるいは、

155 第14条で付隨的に触れられた件、すなわち煙草保持の嫌疑により連行された者の訴え（連行した者が煙草をからの家にひそかにおいたとする）が、ここで特別に検討されている。この場合両者は「対審」にかけられ、まず連行された者が拷問にかけられる。もし、かれが頑強に罪を否認し自供を維持するなら、今度は連行した者が拷問にかけられ、自供すれば、刑台上の鞭打ちの処罰を受ける。

煙草の保持、喫煙、販売は反国家犯罪とみなされ、司法的（告発）手続きを経ることなく、直接、拷問を含む刑事（警察）的捜査の対象となった。

本章第4条では、密売酒の販売に関する故意の偽証に対して鞭打ち刑のほかに名誉棄損料の2倍の支払いが定められているが、本条では、宣誓役人など公務の執行者による証拠の捏造という一見してより重い犯罪に対する罰がより軽くなっている。これは言うまでもなく、国庫にとっての酒と煙草のもつ意味の違いから来ているだろう。17世紀中葉のロシアにおいて煙草の喫煙はそれほど広がっていなかった。国家による煙草の専売も行われていなかった。したがって国庫にとって煙草の私的売買は酒類の場合ほど深刻な問題とはなっていなかったと考えられる。

156 煙草保持罪の累犯についての規定。累犯者には厳しい処罰が課せられたが、ここでの対象者は非特権階級であろう。ただしここに具体的に掲げられている人々の種類にどれだけの意味があったかは不明。本条では、前の15条と比較して、商人、外国人、貴族の家僕が抜け落ちている。つまり16条にあるように、銃兵、流民だけが、重い処罰を受けたのかどうか不明である。

この時期（1634～1697年）の煙草犯罪に対する処罰は主に体刑であり、罰金刑はまれであり、罰金刑が主体の酒類にかかる犯罪の場合と異なっている。煙草の場合は、国庫にとっての経済的意味が少なかったのだろう。それでも体刑によって厳しく規制されたのは、もっぱら教会側からの要求があったからと考えられる。煙草問題は宗教的な問題であった。ピョートル大帝の治世になると、煙草の売買が合法化され（1697年）、それどころか奨励されたようにすら思われる。

なお、第14～16条では、煙草の所持、喫煙（販売については記されていない）は極刑を課していないが、前述の1634年の勅令、および第11条ではこれは死罪となっている。この不一致は、第11条で機械的に勅令を繰り返したことによるだろう。いずれにせよ、煙草による死刑自体は例外的で、まれであったことは確かであった。

157 巡察隊長（объезжие головы）とは、地方都市における騎馬による巡察隊（объезда）の隊長のこと。社会秩序の保持、法規の遵守、防火に責任を持っていた。

誰かの家で、酒ないし煙草が押収され、押収された家の者が巡察隊長と小士族に対し、酒の密売や未申告の酒または煙草¹⁵⁸の件で、かれらを新徵税区官署に連行しないようにと、5ルーブリないし10, 20, 30ルーブリないしそれ以上を賄賂として差し出した場合。もし、巡察隊長と小士族が、かれらから賄賂を受け取った上で、かれらを新徵税区官署に連行し、賄賂の件を申告するならば、これらの〔巡察隊長と小士族〕から賄賂を取り上げてはならない。

第18条 巡察隊長と小士族が、賄賂を受け取って、酒の密売者と煙草販売人を釈放し、かれらを新徵税区官署に連行しなかったとする。そしてこのことが、新徵税区官署の知るところとなり、取り調べによって、確かに立証された場合。巡察隊長と小士族を拷問にかけ、処罰すること。すなわち、かれらを鞭打つこと。それ以降は、かれらを官署で勤務させてはならない。

第19条 誰であれ、酒の密売者、煙草販売人、〔密売酒の〕飲酒者を、巡察隊長や小士族から、力ずくで奪い返そうとした場合。このような奪還を企てる者を、尋問および取り調べにかけ、それにもとづいて処罰すること。すなわち、この者を刑台の上で、また市場で鞭打つこと。その他の者は笞で打つこと。これは、これを見て他の者がこのようなことを起こさないようにするためである¹⁵⁹。

第20条 担税都市区と〔担税〕スロボダの担税民は、密売酒の押収の〔仕事の〕ために、毎年、相互に十人組長を選出すること。そしてこれらの十人組長選出文書を、かれら自身が署名したうえで、新徵税区官署へ提出すること。これによって、選出された十人組長は、すべての十人組の組織において、いかなる密売酒、すなわち酒¹⁶⁰、麦酒、蜜酒、煙草、未申告の酒類、いかなる禁制品が、誰のもとにもないよう、監視し、厳しく監督しなければならない。

もし、誰かに、酒、麦酒、蜜酒の申告書¹⁶¹が与えられた場合、そのような者が、申告書〔に記されている〕以上の酒を買わず、麦酒を釀造せず、蜜酒を製造しないようにすること。

もし、誰か十人組の組員のもとで、販売用の酒類、煙草、その他何らかの禁制品が摘発された場合。あるいは、誰かが申告書以上に酒類を保持していることが明らかになった場合。その〔十

158 未申告の酒や煙草とは、関税当局に申告して許可を受けることなく、また税を支払うことなく製造された酒や煙草のこと。

159 酒類や煙草にかかる犯罪の容疑者の「奪還を企てる者」が存在したことがわかる。これはどういう者たちなのか、連帯責任を負わされる同じ共同体の成員か、それとも密売酒製造や販売にかかる「犯罪者」一味の者たちの可能性があるが、特定は難しい。

160 ここの酒(вино)は蒸留したウォッカのことを指すと考えられる。

161 この申告書 явкиは、酒類の購入や製造を認可した許可書に相当する。

人組の] 十人組長は、この者について、新徵稅区官署に通報すること。

もし、かれ〔十人組長〕が、この者について通報しなかった場合。禁制品が摘発された者と十人組長から、君主のための罰金を、一人につき10ルーブリ徵収すること。同じ十人組の、その他の8人からは、一人あたり5ルーブリを徵収すること。

さらに十人組長は、自分の十人組において、誰か士族や小士族が組員の家に宿泊し、かれら〔士族ら〕に、申告書によって認められている酒がある場合には、これらの士族や小士族が、申告書以上に酒を所持しないよう、また申告せずに自分の屋敷に誰も招き入れないよう監視し、厳しく監督しなければならない。

もし、誰かのもとで販売用の酒が摘発された場合には、これらの者について、同様に新徵稅区官署へ通報すること。新徵稅区官署では調査にもとづいて、これらの者に対して、君主の命令〔判決〕を発すること¹⁶²。

第21条 地方諸都市の密売酒販売者及び煙草販売人に対しても、以上に記されたのと同じ命令が発せられる¹⁶³。

この書¹⁶⁴は、君主、ツアーリにして全ルーシの大公、専制君主たるアレクセイ・ミハイロヴィチの命により、神に守護せられ給う治世の第3年目に、またこの君主の御子にして、正教信仰に篤き皇子、大公ドミートリイ・アレクセーエヴィチ¹⁶⁵の生誕から第1年目の、7157¹⁶⁶年1月29日に完成した。

162 担税民の共同体成员自身による密売酒や煙草販取り締まりの規定。ボサード民などの共同体の成员はこの件についても連帶責任（連帯保証: круговая порука）を負わされていた。本条から、ボサード住民の一部は酒類について一定の権利を認められていたことがわかる。かれらには一定量の麦酒や蜜酒の製造許可証(явка)が与えられが、販売はできなかった。またウォッカの製造は許可されず、居酒屋(кабак)での購入が義務付けられていた。それも許可証がある場合にのみで、許可された量以下の購入が可能だった。

163 本条は、密売酒と煙草販売に関する前条までの規定を国家の全地方都市に拡大して適用することを定めている。『会議法典』発布以前にはこうした規定はモスクワにのみ適用されていたことと関連している。本条の規定でモスクワも地方都市も同じ法の下におかれることが明確にされている。

164 これ以下の文言は、1649年4月～5月に印刷された印刷本の初版刊行の際に付け加えられたもの。

165 ドミートリイ・アレクセーエヴィチ (Дмитрий Алексеевич) は、アレクセイ帝の最初の結婚 (1648年) による第一子で1648年10月に誕生し、一年足らずで没している。母はマリヤ・ミロスラフスカヤ (Мария Ильинична Милославская)。

166 西暦1649年に相当する。ここから、『1649年会議法典』(«Соборное Уложение 1649 года») の通名がきている。

主な参考文献

- Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.
- Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.
- Соборное уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6).
- Российское законодательство X—XX веков: Акты земских соборов Т.3. М., 1983.
- Тихомиров М. Н., Епифанов П. П. Соборное Уложение 1649 года: Учебное пособие для высшей школы. М., 1961.
- Richard Hellie (trans. and ed.), *The Moscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988.
- 松木栄三 (編訳)『ピョートル前夜のロシア — 亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』彩流社, 2003年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(1)『富山大学人文学部紀要』43号, 2005年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(2)『富山大学人文学部紀要』45号, 2006年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(3)『富山大学人文学部紀要』46号, 2006年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(4)『富山大学人文学部紀要』49号, 2008年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(5)『富山大学人文学部紀要』50号, 2009年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(6)『富山大学人文学部紀要』52号, 2010年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『1649年会議法典』翻訳と注釈(7)『富山大学人文学部紀要』54号, 2011年。

※本稿は月一回のペースで、電機通信大学で開かれている研究会（「中近世ロシア研究会」）における、翻訳検討作業の結果がベースになっている。ただし、訳文の決定及び注釈の内容については最終的に本稿の著者が責任を負っている。研究会の参加者は次の通り。浅野明, 飯田ちひろ, 池本今日子, 井内敏夫, 今村栄一, 大山知児, 小野寺利行, 草加千鶴, 草野佳矢子, 栗生澤猛夫, 田辺三千広, 穂内勇津流, 豊川浩一, 中沢敦夫, 中村喜和, 濱本真実, 坂内徳明, 松木栄三, 丸山由紀子, 三浦清美, 三浦良子, 宮野裕, 吉田俊則。「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。

<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>

※本稿は、平成23年度科学研究費補助金（基盤研究（B）課題番号22320151「中近世ロシア諸法典の歴史的展開に関する研究」：研究代表者 豊川浩一）による研究成果の一部である。